

第6回厚生労働省省内事業仕分け

開催日時：平成22年5月10日（月） 15:00～16:10

開催場所：厚生労働省講堂（低層棟2階）

出席者：阿部座長、荒井仕分け人、住田仕分け人、高橋仕分け人、山内仕分け人、梶形仕分け人

（開会）

○総括審議官

お待たせいたしました。第6回厚生労働省省内事業仕分けを開始いたします。開催に先立ち、長妻厚生労働大臣よりご挨拶をさせていただきます。

○厚生労働大臣

皆様こんにちは。仕分け人の皆様をはじめ、傍聴者の皆様、そして対象法人の皆様にお集まりいただきましてありがとうございます。第6回になりました省内事業仕分けですが、これまでは独立行政法人を対象に、基本的には厚生労働省のすべての独立行政法人を対象とさせていただきます。今回は認可法人、今後は公益法人、これは数が多いのですべてというわけにはまいりませんが、主要なものについて仕分け人の皆様方にご判断をいただき、我々はそれを踏まえて最終的に政務三役で判断をしていくこととなります。

いま司会をしてもらっているのが、初代厚生労働省事業仕分け室の岡崎室長です。この省内事業仕分けは一過性で終わらせないということで10年後も、20年後も、30年後も厚生労働省が省内で自ら、必要性が低い事業や効率性を高めるための努力をするということで組織もつくり、我々は役所文化を変える一環として取り組んでおりますので、是非皆様方におかれましても、今回もいろいろな観点からご指摘をいただければ幸いです。独立行政法人のところで共通の話題になりましたのは、やはり管理部門の肥大化と非効率性ということが1つの横串ともなっております。我々も、将来的にそういう具体的な数値があって、それを評価できるような物差しも考える必要があるということです。恒常的に、いわゆる浪費が浮かび上がるような指標あるいは手法もご提言いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○総括審議官

ここからの進行は、仕分け人の中から進行役をお願いいたしたいと思いますが、本日は阿部先生をお願いいたします。

○阿部座長

本日の進行役を務めます阿部です。本日は、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、独立行政法人勤労者退職金共済機構を対象として、省内事業仕分けを実施いたします。

最初に、中央労働災害防止協会を取り上げます。中央労働災害防止協会について、簡

単に省内事業仕分け室から概要の説明をお願いいたします。

(省内事業仕分け室からの説明)

○総括審議官

資料 1「特別民間法人中央労働災害防止協会について」の表紙の裏側の、法人概要について私からご説明いたします。中災防の役員は、常勤が 4 人。非常勤については、関係業界の方がそれぞれ非常勤の理事になっていることもあって 105 人と非常に多いということです。常勤役員 4 人は、すべて国家公務員出身者という状況です。職員は 392 人です。このうち国家公務員出身者、いわゆる OB が 14 人のほか、現役出向者が 37 人です。

予算は全体で 98 億円で、このうち国からの財政支出が、平成 22 年度は 36 億円です。主な事業は下の表にあるように、安全衛生に係る技術指導・援助、教育研修等です。これは、基本的には補助事業として実施されていて、予算が 48 億円で、このうち国からの補助金が 10 億円です。そのほかにいくつかの委託を受けています。労働者の健康の保持増進、快適な職場の推進など種々の委託事業があり、これら委託を受けているものが 16 億円あります。これらはすべて委託事業ですから、国の支出ということになります。もう 1 つの委託事業として、化学物質の有害性調査のための試験があります。これは右側の表でいくと、組織図のいちばん右下にあるバイオアッセイ研究センターという研究施設の運営を受託していて、この運営費が 10 億円です。そのほかに完全な自主事業、収益事業として、安全衛生関係の図書の出版等で 23 億円の収入があります。

組織については右側にあるように、本部が、本部機能として 8 部 5 センター 2 室で 234 人。そのほか外側にある施設として、地区ごとに安全衛生センターがあります。東京と大阪に安全衛生教育センター、それから受託を受けているバイオアッセイ研究センターがあります。管理部門の比率は全体で 7% となっております。以上です。

(法人・担当部局からの事業説明)

○阿部座長

引き続き、法人・所管部局側から中央労働災害防止協会の事務・事業の概要を説明していただくとともに、当該法人の改革案の提示をお願いいたします。ポイントを絞り、13 分以内で簡潔なご説明をお願いいたします。また、手元の資料にて説明を行う場合には、どの資料に沿っているのかを明確にした上で説明をお願いいたします。制限時間となる 1 分前に、事務局においてチャイムを鳴らしますのでご注意ください。それでは、よろしくをお願いいたします。

○中央労働災害防止協会理事長

中央労働災害防止協会理事長の澤田です。よろしくをお願いいたします。資料 1 は私どもの概要ですので、私どもからご説明させていただきます。1 ページは、ただいま行政側から紹介がありましたので飛ばします。

2 頁の業務概要のご説明をさせていただきます。中央労働災害防止協会は「中災防」と略称しております。私どもは 1 つ目の○にありますように、事業主の自主的な労働災害防止活動の支援を通じ、労働災害の防止に寄与することを目的に、労働災害防止団体

法に基づき、昭和 39 年に設立されました特別民間法人です。全国規模の事業主団体(55)を主力会員としていて、全会員数は 124 団体です。そのほかに個別の事業場が加入する賛助会員という制度があり、5,068 の賛助会員がおります。

事業としては 3 つ目の○にあるように、企業の工場・作業場の本店・支店等の事務所等の、私どもの用語で申しますと「事業場」と申しておりますが、その事業場やそこで働く人を対象に、労働安全衛生に関する技術的指導・援助、各種教育研修、情報提供、相談等の総合的サービスを実施しているほか、国から運営委託を受けております日本バイオアッセイ研究センター、大阪と東京にある労働安全衛生教育センターの委託運営を受けている施設における事業のほか、快適職場形成促進事業等の委託事業を行っております。

4 つ目の○で、中災防は労働災害防止団体法において、業務を行うに当たっては、国の労働災害防止計画に即応するように努めなければならないという努力義務がかかっております。したがって、国と共に第 11 次労働災害防止計画の目標達成に向けて努力しているところです。

3 頁以下は、①リスクアセスメント・労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)の普及事業です。これは、労働安全衛生対策が、事故が起きてからの事後対策ではなくて、事前の予防へシフトしている中で、最も重要な先進的な対策です。リスクアセスメントとは、職場に潜む危険有害因子を現地現物でリストアップし、その程度を評価し、リスク低減策を決めるものです。また、このリスクアセスメントをベースに労働安全衛生改善計画を立て、いわゆる PDCA サイクルを回し、システムとして労働安全衛生をマネジメントする OSHMS を普及するために、「具体的な取組」にあるように研修会、事業場に対する支援サービス(技術コンサル)を行っております。

その結果は右のグラフにあるとおりです。リスクアセスメントないし OSHMS を導入実施している、あるいは現在構築中の事業場における、労働者 1,000 人当たりの被災労働者数(千人率)は黒の棒グラフです。そうしたリスク、あるいは OSHMS を導入していない事業場は白棒ですが、それに比べて被災労働者の数(千人率)は半分以下になっております。こうした先進的対策の有効性が極めて高いと考えております。

②安全衛生診断、作業環境測定、特殊健康診断の実施です。これは、中災防が私どもの技術力、ノウハウを誇る部分です。記載のとおり具体的な内容を、私どもの安全衛生管理士、作業環境測定士、医師、保健師その他のスタッフが取り組んでおります。事業場の安全衛生状態の診断をする、いわゆる安全衛生診断については 2 頁に写真を付けております。ヘルメットをかぶり、工場現場の関係者にいろいろ指導、アドバイス等をしております。

4 頁の③安全衛生教育研修の実施です。これは中災防事業の大きな柱の 1 つです。私どもが長年にわたり培ってまいりました知識や技術、情報等を駆使して実施しております。この教育研修は、民間研修機関との商品差別化をかなり意識して図っております。「具体的な取組」の 3 ポツ目にある全国産業安全衛生大会というものを労働安全衛生関係に携わる企業内の方々の研修の場として位置づけ、毎年 3 日間にわたって開催しております。各事業場における研究発表、シンポジウム、講演等です。

④の安全衛生を取り巻く諸情勢を踏まえた調査研究は細々やっております。それぞれ

の時期にふさわしい、実践的課題を調査するところにウエイトを置いております。取組みのところに明示しておりますように、近年の労働安全衛生上の重大課題に絞って調査をし、その結果は右のほうに書いてあります。私どものホームページでは、過去 5 年分の概要を公表しております。

⑤労働者の心身の両面の健康づくりと快適職場づくりの支援です。そのうちの前段、心身両面の健康づくりについては 4 頁の最後に書いておりますように、企業が行う従業員の健康管理の中で、ストレス問題、心の問題が大変大きくなっていることを踏まえた委託事業を展開しております。実績はここに書いてあるとおりです。

もう 1 つ小分けした快適職場、快適環境の形成という点については、職場におけるハード面の設備、施設はだいぶ整理されております。いま、職場においてはソフト面の問題、具体的に申しますと人間関係、仕事の裁量性が低い、処遇の問題、従業員にとってのキャリア形成、こうした職場環境のソフト面を重点に受動喫煙対策を含め、フォーラム等の啓発指導、あるいは調査研究を実施しております。

⑥の化学物質の有害性、とりわけ発がん性を調査するための試験については目的に書いてありますように、試験結果に基づく労働者の健康障害、とりわけ職業がんの予防を目標とするものであります。日本バイオアッセイ研究センターというのは日本語には馴染まない名称ですが、いわば生物を使って試験をするという意味でバイオアッセイがあります。生物と申しましても小動物のラット・マウス、あるいは細胞等を使った試験です。とりわけラット・マウスを用いた吸入による 2 年間の発がん性試験をできる所は、日本国ではバイオアッセイ研究センターのみです。厳しい GLP 基準に基づき、試験結果の品質を確保しております。GLP 基準は、厚生労働省でいえば労働安全衛生法あるいは薬事法、経済産業省では化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）、農水省では農薬取締法等の法律を根拠に所管省庁が省令で基準を定めているものです。バイオアッセイ研究センターは 3 つの GLP 基準を満たしております。

最近、ナノマテリアルが各分野で大変使われていて、その有害性が必ずしもわからないということで、バイオアッセイ研究センターにおいては、ナノマテリアルの発がん性試験のためのばく露装置の開発と、その性能確認を平成 21 年度までやっており、ようやくそれを終え、平成 22 年度から実際の試験に入るようになっております。

バイオアッセイ研究センターの国への貢献は、発がん性検出 30 物質を行いました、そのうちの 26 物質が国の健康障害防止に関する指針ないし通達の制定につながっていて、国際的にもここに書いてあるようにいろいろ評価され、利用されているところです。

資料 2 に基づき、行政が説明されることが適当な部分があればお願いしますが、まず私から説明をさせていただきます。中央労働災害防止協会の改革案についての総括頁です。人について、表は国家公務員 0B 関連で、その上の括弧書きにあるように、役員のうち理事長については公募。常勤役員については削減の上、民間から積極的に登用。職員については、定年を迎えた国家公務員 0B 職員の補充については、民間から積極的に登用。その下で、委託事業の見直しに伴い、それに見合った職員の削減。国家公務員 0B 関連については表にあるように、平成 22 年度は常勤役員 4 名中 4 名、職員 392 名中 14 名です。今後の対応は記載のとおりです。

ヒト、とりわけ役員については特別行政法人の場合は、主務大臣が法人の長を任命す

る仕組みになっておりますが、私ども特別民間法人である法的性格の団体については、会員が議決権を行使する総会で役員を選任するという法的枠組みになっているところが違っております。したがって、総会に提案いたします理事長等の常勤役員候補者を誰にするかということは、ここに記載いたしました方針を踏まえ、私どもの会長が総合的に判断し、決定するものと考えております。モノについては余剰資産はありません。おカネについては行政当局からお願いいたします。

○労働基準局安全衛生部長

国からの財政支出のおカネの部分についての改革案についてご説明申し上げます。4ページですが、補助金について平成18年度は12.7億円であったものが、平成22年度は10億円となっております。これをさらに考え方を見直し、いままでは中災防の事業の技術指導、あるいは研修事業等の人件費を中心に補助してまいりました。いまだに災害発生の多い、例えば労働災害の8割が100人未満の事業場で発生しておりますし、発生率も高い中小企業に対する対策といった事業を中心に補助していこうという見直しをしております。そういう観点で、平成23年度は10億円を上限とする形で補助金制度を見直し、また補助率も2分の1に削減する方針です。

○総務審議官

すみません。時間が来ているので、あとはやり取りの中でやっていただくことにしたいと思います。

(省内事業仕分け室からの論点提示)

○阿部座長

それでは、省内事業仕分け室から、議論の参考として、中央労働災害防止協会の事務・事業の論点等の提示をお願いいたします。

○総括審議官

資料3「中央労働災害防止協会の論点等について」です。主要な論点として2つ挙げております。1つは、労働災害防止でいろいろな活動をしておりますが、企業の自主的な取組みで十分ではないか。最近、労働災害は減ってきているわけですが、補助金の見直し等を行う必要はないか。2つ目は、いくつかの委託事業があるわけですが、現在、見直しの方針も厚生労働省のほうから言いましたけれども、それぞれの委託事業をどう考えていくかということがあるだろうということ。今回の評価においては、バイオアッセイ研究センターは研究施設の委託ですので、これはこれで1つ分けて評価の対象とし、それ以外の健康保持とか快適職場といった残りのものと分けて2つで評価していただきたいと思っております。

具体的なものは2ページです。法人の共通事項の中で、ラスパイレス指数については、これまで独立行政法人ではなかったので出していなかったということで、これはいま調査依頼中ですので、その結果をもってということになるかと思っております。

3ページは、法人のメインの業務である労働災害防止活動です。これは先ほど申しました

ように、基本的には企業に労働災害防止のために安全衛生法に基づき、参考 2 にあるように、例えば安全衛生委員会の設置等、事業場内での安全管理体制を整え、きちんとした対応をするようにという義務づけもありますし、危害防止措置もあります。そして、労働基準監督官が企業を巡回している状況にあるわけですが、そういう中でこの自主的な労働災害防止活動をこの協会に補助金を出してやっているということですので、この関係においてどう捉えるかということがあろうかと思っております。

4 頁は委託事業の関係です。先ほど、まとめていろいろな委託事業の話が出ましたが、実は委託事業は企画競争等で受託しているものですが、平成 22 年度に受託している委託事業はそこにありますように、結構多くの事業を受託しています。これを大幅に見直すということでありましたが、これをどう考えていくかということがあるのではないかと思います。

バイオアッセイ研究センターは別途評価していただきたいと思っております。これについてはそこにありますように、法律に基づいて国が有害性の調査を行うという努力義務がある中で、労働災害防止団体法において中災防に委託するという関係になっているものです。これは、先ほど来言っているように研究施設だということを前提にご評価いただきたいと思っております。

厚生労働省で、労働災害関係の研究をする機関としては、5 頁の参考 2 にあるように労働安全衛生総合研究所という独立行政法人があります。こういう中で、特別民間法人に委託という形がいいのか、あるいは別のやり方がいいのかということを含めてご評価いただければありがたいと思っております。

法人の中で随意契約等が 135 件、5 億円ということで結構多いということです。具体的には 6 頁にあるように物流、運送、建築設備の保守、システム、印刷関係等々は結構随意契約が多い状況になっております。以上です、よろしく願いいたします。

(議論)

○阿部座長

それでは議論に移ります。中央労働災害防止協会の事務・事業の必要性や改革案の妥当性等を判断するため、仕分け人から質問などを行っていただき、議論をお願いいたします。また厚生労働省の政務三役からも、議論の活性化のために質問などを行っていただき、議論への参加をお願いいたします。議論の時間は 30 分を目安をお願いいたします。質問に対しては、ポイントを簡潔にお答えください。回答が冗長になっている場合にはチャイムを 1 回鳴らしますのでご注意ください。また、制限時間となる 1 分前に、事務局においてチャイムを鳴らしますのでご注意ください。なお、この制限時間をお知らせするチャイムは 2 回鳴らします。それでは、仕分け人からご質問をお願いいたします。

○住田仕分け人

この対象法人は、圧倒的に国からの財政支出が多く、予算の半分を従前は行っていると思っております。ですから、自主財源の確保について、理事長からもう一度お聞きしたいと同時に、委託事業が昭和 57 年をはじめとして、10 年以上の委託事業がかなりありますのでそれについての考え方。委託事業というのは、私の考え方では昭和 57 年から 20 何

年も続いているものではないと思っていますので、それらについてお聞きいたします。

○中央労働災害防止協会理事長

おっしゃるとおり、私どもは補助金・委託費合計の国庫依存比率が 40%弱です。自主収入拡大に努力しておりますが、補助金については、人件費補助が大勢で、この補助の目的は、中災防の事業全体が公共的な見地から必要だということを出ているものとして理解しております。しかし、これも逐年、昨年も下がりまして、さらなる削減はある意味で当然だと思っております。

委託事業については、競争入札に私どもが応札していて、私どものノウハウ、知見を駆使して良いものを取りに行っておりますので、これは比率が高いからおかしいということにはならないと思っております。ただ、10年以上同じものがあることについては、国の政策として、例えば化学物質なりじん肺のように、非常に長期にわたって調査研究をして、災害も減らないようなものについては、国が同じテーマで委託を出す。それを私どもが競争の中で取ってくるということで、結果的に同じものがずっとあるという面が相当あるかと思っております。

これについても国の方針で、この委託については先ほど話がありましたように、そもそも圧縮することになっていきますので、私どもはその方針に従って行動しますから、仕分け人がおっしゃるように自主事業の拡大策をもっと追求しなければならないと思っております。

○荒井仕分け人

財政負担に関連して続けてご質問申し上げます。中災防設置の目的に、労働災害防止の寄与することが大きな目的というご説明をいただきました。また労災発生率等のデータを拝見しましても非常に効果が出ているということで、これは中災防の努力が労災の防止に寄与しているということは判断できると思うのです。財政支出があるということは、労災特会の負担に対して、労災会計にどの程度の財政寄与があるのか。毎年 50 億円近く財政負担支出があって、それを事業実施して効果が出たので、これは財政効果という観点ではどのように特会に寄与しているという評価をなされて、また分析をなされているのか。

○中央労働災害防止協会理事長

労災特会から、労働災害防止のために出ている補助金の総額を私どもは存じ上げませんが、私どもに来ている 10 億円がその大勢を占めているとは考えられません。したがって仕分け人のご質問で、特会に対して労働災害防止の努力、その一部である私どもの努力がどのぐらいの寄与をしているかというのは、数量的には計測不可能ということで、残念ながらお答えできません。

○荒井仕分け人

質問の仕方を変えさせていただきます。寄与度がわからないということですが、しからは労災特会、財政支出で負担する事業と、先ほどの質問にもあった事業主の負担によ

って、ですから中災防さんにおかれては、中災防さんの構成会員の会費によって行われるべき事業と、労災特会負担の事業とでどういう基準で切り分けをなさるのか。どちらが公費負担の保険料の財源でやるのか、どちらが事業主負担でやるのか、この切り分けはどのようにお考えでしょうか。

○中央労働災害防止協会理事長

第1点の先ほどのご質問ですが、全く不可能というのは私の言いすぎでした。私どもは事業補助金を貰っている事業について、事業の中に当局から目標を示されております。その目標をクリアしたかどうかは毎年当局からチェックされています。行政から課せられた目標はクリアしている状況にあります。

補助金ですが、個別の事業に対して補助金をいくらという形ではなくて、私どもでは極めて特殊な形で、安全衛生活動全体についての補助金という名目で来ております。その中の9割以上が人件費になっています。その人件費をどのように使わせていただくかというところで、私どもが自主事業としてやっているものについては一切人件費に補助金は投入しません。例えば、中小企業の皆さんの労働災害防止に役立つような事業には、そこに携わる人の人件費分を使うと。

○荒井仕分け人

途中で遮るようで申し訳ないのですが、補助金充当の人件費は、どういう事業に使われていて、その効果はどこに出ているという分析をなさっているのか、そういう意味でお答えいただければと思います。

○中央労働災害防止協会理事長

補助金充当の人件費は、私どもの全くの自主的な収益部分には投入しておりません。中小企業の災害防止に役立つような技術的な指導とか、そういう業務に携わる人間の人の人件費の一部に使っております。ですから、出版事業は一切補助金事業には入っておりません。いわば間接部門、先ほど言いました7%の間接部門の人間が、私どもの収益事業、あるいは委託事業をうまくこなすために間接部門がありますから、そこには人件費を充当しております。そういう形で、個々の人件費を事業ごとに配分して、その効果を確かめるといふ補助金の仕組みになっておりませんので、そこはご理解いただきたいと思っております。

○厚生労働大臣

いま荒井仕分け人から貴重なご指摘をいただいたのですが、全く答えが噛み合っていないので私からご注意申し上げます。1つ目の質問は労災特会に、例えば皆さんの仕事を一生懸命やっただけでことによって労災が減る。それによって、労災での支出が少なくなると、労災特会の財政的にも助かる。もっと言えば、皆さんが一生懸命やっておられる仕事によって、労働災害が年間で、仮にこの団体がない場合と、いまはある場合ですけれども、労働災害がどれだけ減るのか、減ったのかという効果測定や財政的寄与をされているのですかという質問にも通ずると思うのです。それを一言で不可能と言っ

てしまうと、私も普通の感覚では考えられないのではないかとということで、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

○中央労働災害防止協会理事長

私どもの使命は、事業主が自主的にやられる活動を支援するということです。私どもの支援が、事業主の災害防止にどれだけ役立ったかというところは、かなり間接的な効果測定しかできないのだらうと思うのです。確かに労働災害が下がれば、メリット性等も含めて国の労災保険料総支払額が減っていくという構図は、確かにマクロでは出ておりますので、その中で私ども固有の寄与度というのはなかなか計測しがたいということを申し上げました。

○厚生労働大臣

皆さんは公金を使っておられるわけで、天下りの人も理事長をはじめ何人もいるわけです。そのときに、いや効果はわかりませんというのはあってはならないのです。それは一定の過程を置いて、こうこうこういう形で、これだけの寄与をしているということが、世間の皆さんに示せなければ。効果はわかりませんということになると、皆さん自身は非常に良い仕事をしているという自負を持ってやられていると思うのですが、世の中はそれでは通用しなくなっているのです。どんなに良い仕事をしていると皆さんが思っているても、それを世間に対して、ある程度科学的に、あるいは推定でもいいですからそれを示せなければそれは要らないということになりかねない、というところまで国民の皆さんの意識は来ているのです。例えば、一定の過程を置いてでもいいですから、皆さんの活動によってどのぐらい年間の労働災害が減っているということ。それで、結果的に労災特会の支出もこれだけ減っているのだという推計値も全くない中で、良い仕事をしていると言われても、私も対外的にこの団体を残すことについての説得力ある説明が責任者の立場でできにくくなります。

○中央労働災害防止協会理事長

大臣ご指摘のとおりでありまして、いくつかの過程を置いて推定作業は是非やらなければいけないと思います。ただし、いままでしてこなかったことについては、この場でお詫びを申し上げます。ただ、それにつきましては行政側にも相当ご支援をいただかないとできないと思いますので、よろしく願いいたします。

○山内仕分け人

単純に年度ごとの労災に対する保険金の支払いのデータを押さえるだけでも意味のあることだと思います。それが減っていくという、当然そういう数字が出てくるはずですから、それぐらいの評価というのは誰もが気がつくべき当たり前のことだと思うのです。

私自身は論点を変えて、もともといま現在減っていく流れを見ていますと、まさにいままで寄与されたことに対して今後まだこういうものが要るのか、というその辺の大きな視点から、この組織の存廃の問題を考えるべきかと思います。そういう中で、先ほど冒頭に理事長のほうからご説明がありました諸々の点ですけれども、第1にリスクアセ

メントと労働安全マネジメントシステムの普及ということをおっしゃっておられます。これは、逆にこうしたことをこの協会としてやられたことの成果というふうに当然説明がありましたけれども、一方の見方としては、当然企業規模なり、あるいは企業自身の自ら有能な人材を確保するために、当然これは当たり前の職場環境として、自主的に取り組んでいる所が、当然時代の流れの中でやっているという評価もできるのかと思います。

また安全衛生診断、作業環境測定等これらの推移を見ても、やはりこのこと自身が、協会そのものの事業の存続といったことに関しての意味を認めるというところには、まだまだ大きな無理があるのかなど。特に安全衛生教育研修の実施が事業の柱だと、先ほどの理事長の説明にありました。平成19年、平成20年、平成21年と各種教育研修の回数もどんどん減っています。全国の産業安全衛生大会参加者の数も減っています。こういう減っている流れということは、十分浸透し、これ以上こういう研修を受ける必要性を認める事業場そのものが減っていつているという、社会的な一種の流れではないのか。そういう流れの中でいま出てきているのがメンタルヘルスと発がん性のそういう組織、新たな事業分野ということと同時に、個々の企業として取り組めない、本当の零細・中小企業に対してどうしていくのか。まさに焦点をそこに定めた形の組織のスリム化を図っていくというふうに割り切るべきではないかと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○中央労働災害防止協会理事長

リスクアセスメント(OSHMS)は、大企業が相当取り組んでおりますが、そこに取り組む大企業のスタッフを私どもが教育しているのが実態です。大企業といえども、独自ではOSHMSのシステムを構築するのは難しいのが現状だと認識をしております。

診断測定業務については仕分け人ご指摘のように、中小企業の事業場に行ってやるものがかなりあります。これは、今後とも本当に必要な分野だろうと考えています。

教育のところは確かに人数が減っております。これは景気の影響を相当受けております。確かに景気が悪くなると、企業は安全衛生経費を削るということで、教育に出す人数が減っているのが実際です。

化学物質とかメンタルという分野にシフトしていくべきである、ということはお指摘のとおりで、私どもも時代のニーズに合った形で組織を見直して、事業展開の集中と選択をいままもやっておりますが、さらに一層やっていかなければならないと思っております。

○労働基準局安全衛生部長

補足させていただきます。先ほど資料2の4頁のところの説明が途中になってしまいました。いま山内さんのほうからお話がありましたように、災害ということでも、やはり中小が非常に問題です。そこに対策を集中していかなければならないということで、国からの補助金などもそこに特化した形で見直しをしていく。あるいは委託事業に関しても、化学物質とかメンタルという観点で特化し、財政支出を図り、また削減をしていきたいと考えております。

○榊形仕分け人

いまの質問と若干関連します。安全衛生を教育の実施ということで先ほど理事長から、民間とは商品の差別化を図っているのだということなのでだいぶお話がありましたので、そのことについてお聞きいたします。差別化の具体的な内容、それを民間でやったのと中災防でやったのとではどのような違いがあるのか。いまは、企業も経費がないから減らしているのだというお話がありましたが、差別化を図っているのならば、企業もこれが必要であればやると思うのです。その部分をもう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。予算については、その部分でどのぐらい使っているのか。

○中央労働災害防止協会理事長

私どもの研修の特徴を申します。世の中では安全衛生法に基づく技能講習があります。これは危険有害業務の中には、技能講習を受けて資格を取らないと就けないものです。そういうものは民間の教育機関で幅広くやっただいており、私どもはそこには手を付けておりません。私どもがやっておりますのは、大企業のトップからライン管理者、スタッフという人たちが求めているような安全衛生についての教育を提供することになり主眼を置いております。

もう 1 つは、中小企業の皆さんでも、少ない経費の中で安全衛生をやっただいこうということで、最先端とは言いませんけれども、必要不可欠な教育をしようというところに対する商品を提供しております。ただ、その商品の提供のスタイルは、100~200 人を集めてしゃべるというのではなくて、少人数で講義もありますけれども、実習や実演をやります。そこに 50 人が集まったら 5 グループに分けて、それぞれのグループにトレーナーを付けて、仲間同士の演習を指導するといった、極めて労働集約的な研修形態を 1 つの売りにしています。こういうものは、民間の機関ではコスト的に合わないということで、やっている所は皆無に近いと言って差し支えありません。

○高橋仕分け人

質問を変えますが、2 点質問させていただきます。1 点は日本バイオアッセイ研究センターです。設立が昭和 52 年と随分長いこといろいろやられているわけです。ずっと同じような金額が委託費として出ています。長くやっているわけですから、事業の必要性だとかいろいろなものが変わってくると思うのですが、ずっと同じ金額が張り付けられていること自体に問題はないのでしょうか。本当に必要な事業を絞り込んでやっておられるのかどうか、というところにやや疑問があります。

2 点目は全く観点が違いますが資産、モノです。改革案の中で、モノについては全く再考の余地なしということになっています。ただパンフレットなどを拝見いたしますと、随分立派な研修センターをお持ちのようで、研修なども泊り込みでやられていると窥えますが、こういうご時世でそういうことが必要なのでしょうか。そういう観点到立つと、モノについてもまだ見直しの余地があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○中央労働災害防止協会理事長

バイオアッセイ研究センターについて申しますと、行政当局である厚生労働省から、化学物質の発がん性について委託を受けているところです。一定期間を置いて、化学物質を例えば 2 種類、3 種類と変えながら委託を受けております。同じ 2 物質をずっと受けていると、委託費はフラットになります。こういうことで、ここは同じ化学物質の発がん性を研究しているのではないということです。先ほど申しましたように、私どもがやって、35 物質の発がん性を検出し、そのうち 25 物質を行政の健康障害防止指針、通達に反映しました。毎年やる物質はキャパ的に限られておりますので、2 物質とか 3 物質ということになると思います。

研修施設を東京と大阪に持っておりますが、これは先ほど申しましたように、国から運営委託されています。国有財産を私どもが運営委託を受けています。その研修施設では、企業の中で従業員を教育する、企業内の先生を育成する仕事をしております。そこは標準的に言うと 4 泊 5 日ぐらいの泊込み研修でしております。そこは国有の施設を私どもが運営委託され、実際の研修は完全独立採算でしております。ですから、この施設を私どもが売るとか売らないということはありません。それは国の判断でということになります。

○労働基準局安全衛生部長

バイオアッセイ研究センターの件について補足的に説明させていただきます。昭和 57 年から委託を開始しています。これは理事長も申しましたように、化学物質が発がん性を有しているかどうかという実験をして確認をする事業です。そういう意味では、その事業の性格は変わっておりません。マウスに 2 年間ずっと長期に、あるいはラットに 2 年間吸入させて、発がん性があるかどうかを確認する。ですから、1 物質について足掛け 6 年ぐらい評価までにかかることになります。そういう事業ですので、ある程度長期的にやっていかなければならないということについてご理解をいただきたいと思います。

ただ、ずっと予算が同じではないかというお話もありましたが、例えば平成に入ってからでも、平成 11 年度は 13 億円程度の委託でしたが、現在は 9 億円弱ということで、施設整備なども先延ばしをしたりということで、委託費も徐々に減らしてきている状況にはあります。

○山内仕分け人

ラスパイレス指数が出ていないということなのですが、別紙でいただいている資料 1 で見ますと、7 億円は管理部門ぐらいの人件費補てんとして補助金をいただいているのですというお話がありました。実は頭数で割ると、当然健康保険から厚生年金等が入っていると思うのです。そもそも中央労働災害防止協会が今後面倒を見ていかなければならない、あるいは中心的な教育先としてする事業場の平均の 1 人頭の年収と比べたら、1 人頭単純に 1,000 万円を超えています。なおかつ非常勤職員 43 名はどういう内容のことをやられて、1 人頭 250 万円、月にすると 20 万円強の給料が支払われているのか、その辺の説明をお願いいたします。

○中央労働災害防止協会理事長

ラスパイレス指数は、直近でお願いしていた作業が出ましたのでデータがあります。地域、学歴を調整したラスパイレス指数は、私どもの事務・技術職については99.5ということで公務員並みになっております。職員の平均給与が1,000万円を超えているという大雑把なこの数字だけで計算された点については、1,000万円を超えていることはありません。

○山内仕分け人

私は単純な計算をしているので、いろいろなコスト等が入っているでしょうけれども、ここに出ている予算は概算人件費、常勤職員41億3,958万5,000円、それに対して従事役職員数401名、これはどう考えても1人頭1,000万円という計算になるのではないですか。そういう1,000万円を超えるという年収の感覚が、労働災害という職場環境を今後充実させていかなければならない事業場の従業員の平均年収との比較の中で、どういう現場意識で仕事をされているのですかということも含め、そういう質問をさせていただいたのです。特に非常勤という43名の方の人件費が1億225万7,000円あります。非常勤で週に何日、どういう業務をやって、年間250万円に近い報酬なり賃金が、どういう業務に支払われているのですかという質問をしています。

○中央労働災害防止協会理事長

非常勤職員については、週2日から4日とばらついております。週4日の方はかなり常勤に近い給与体系になってきます。誠に申し訳ありませんが、いまこの割算の数字はそのとおりですが、実態がどういう分布をしているかは手元にありませんのでお答えできません。申し訳ありません。ただ、私どもの職員の給与について、災害防止に携わっている、あるいは普通の企業の方々の水準との関係で、どういう意識を持って働いているかというご質問についてですが、私どもは事業主にサービスをする機関ですので、とにかく効率を上げる、能率が悪いと言われることのないように、事業効率を高めるために労働能率も高めるということで努力しております。人事評価制度においても、その点を厳しく評価して処遇に結び付けている状況にあります。

○山内仕分け人

そもそも昭和39年に、こういう法律の下にこれができたのと、今の時代との乖離についての基本的な認識、感覚をしっかりと押さえていかないと駄目でしょうということがいちばん大きな問題だということで申し上げているということだけしっかりと受け止めていただきたいと思います。

○中央労働災害防止協会専務理事

少し補足させていただきます。非常勤職員の仕事の内容ですが、いまは週2日から4日程度のばらつきがあると申しましたが、具体的には非常勤であっても、事業場の方々への集合研修の講師、あるいはメンタルヘルスの導入支援の専門家といった専門的なスタッフが多いです。したがって、事務的な補助で非常勤の方を使っているというイメー

ジではありませんのでご理解いただきたいと思います。

○荒井仕分け人

少し論点を変えさせていただきます。改革案を拝見いたしました。この中で委託費の見直し、削減という項目があります。これを拝見する限り、例えば快適職場形成促進事業等については、半数程度を廃止することになっております。これは事業は継続するけれども、事業主の負担をいただいて、協会のプロパー事業といいますか、独自事業として継続されるという考え方はお持ちではないのですか。

○労働基準局安全衛生部長

快適の事業についてご説明させていただきます。いまのところ、その快適事業については廃止することを予定しております。快適事業というのは、作業環境の快適化などを進める事業を、事業主が努力義務としてやって、それを認定するという制度で進めております。年間 3,000 というところで認定も進んでいて、そのようなことで委託事業という形ではもういいのではないかという判断です。いままで、その認定は都道府県労働局長がやっておりましたが、その審査を委託事業という形で進めておりました。その審査についても行政のほうで実施するというところで、快適の政策自体を全くやめてしまうわけではなく、委託事業という形をやめて、より効果的に行っていきたいと考えております。

○高橋仕分け人

人件費の話に戻らせていただきまして、事実関係だけ確認させていただきます。非常勤役員が非常に多いのですが、この方たちは何をしているのかということ。こういう方に対して給料は出ているのかということを確認させていただきます。

○中央労働災害防止協会理事長

非常勤役員は無給です。こうした方々は、私どもの会員 124 団体から 1 名ぐらい出ていただいています。役割は、年数回会員をグルーピングした懇談会を持って、会員のニーズを聞くということをやっている、そこに出て来られる方が多いという状況です。

(仕分け準備)

○阿部座長

議論は尽きませんが、ただいま議論をいただいた中央労働災害防止協会について、仕分け人からのご意見をいただくため、お手元の評価シートにご意見を記載してください。時間は 2 分あります。制限時間となる 1 分前に、事務局においてチャイムを鳴らしますのでご注意ください。

(仕分け意見の表明)

○阿部座長

それでは、評価シートに沿って、中央労働災害防止協会の事務・事業や、法人全体について仕分け人からのご意見をお願いいたします。お一方 1 分程度でお願いいたします。

荒井さんのほうから順に意見の表明をお願いいたします。

○荒井仕分け人

冒頭に申し上げましたように、労災特会の財政的な寄与ばかりでなく、委託事業も含めてすべての事業の効果、また財政寄与度を検証していただいて、それを国民にわかりやすくご説明いただく必要があるのではないかと思います。そのことにより、例えば議論の中にもあったと思いますが、職員の人件費とか、さまざまなガバナンスの問題も、国民の目のチェックが入るようになるのだと思います。まずそのベースに立つために、さまざまな効果の検証、寄与度の検証を進めていただきたいと思います。

○住田仕分け人

観点はいまのと似ていますけれども、透明性のある効率的な運営がされているかどうかというのは大変疑問に思っています。いただいた資料の中でも、補助金等が適正に支出されたかについて不適正な使用が3億6,000万円もあり、国家に返納したということ。それから東京国税局に5億2,000万円も更正決定を受けた。特殊民間法人でこういうことは考えられないと思いますので、理事長のガバナンスと、職員に対する徹底的なコンプライアンスを求めます。

○阿部座長

先ほど理事長が、効率的な業務運営を目指すとおっしゃっていたと思います。そのためにも効果測定を是非おやりいただきたいと思います。バイオアッセイ研究センターは非常に価値の高いものだと思うのですが、中労災ですべきなのか、それとも安衛研でやるべきなのかをご検討いただきたいと思います。どうも中労災がやっていることと、バイオアッセイ研究センターがやっていることが同じものであるようには私自身には理解できませんでした。研究そのものはよかったとしても、どこでやるべきかというのはご検討いただければと思います。

○高橋仕分け人

国費を投入している以上、活動の効果についての検証をより真剣にやっていただく必要があると思います。先ほどの人件費の質問の中で答えが出ていなかった点が非常に気になります。この資料ではコストが110億円近くあるわけです。その中の42億円が人件費ということで、これを401人で単純に割れば1,000万円という疑問に対するお答えを頂戴していないので、やはり人件費の見直しについて再考していただく必要があるのではないかと思います。

○山内仕分け人

大きく時代が変わってきている流れの中における、本来この組織そのものがどうあるべきかという原点の部分をもっと明確に意識していただくことと同時に、一方で気になりますのは、少なくともより現場に近い所での活動がどの程度担保されているのだろうか、これがすごく気になります。今いちばん求められているのは日本もそうなのですが、現

場力の弱さということが非常に指摘されている中で、特に労災、災害ということに関しては現場にいかにか近づいた形の本来の活動分野とは何なのか、その辺をしっかりとご認識いただく必要があるのかと思いました。

○梶形仕分け人

研修内容について、他の民間とは大きな差別があるのだというお答えでありました。理事長からのお答えでは、ほかに差別があるという状況はあまり考えられませんでした。十分民間でもやれるのではないかと思います。この補助金については、さらに減少していただきたいと思えます。

それから評価の件ですが、外部委員の参与会議の中でも、評価については補助事業でB評価が非常に多い、自主事業では4の評価が多いということですので、是非この評価を見ていただき、さらなる努力をしていただきたいと思えます。

(仕分け意見の結果発表)

○総括審議官

仕分け人の皆様方からいただきました評決結果を発表いたします。1つ目は補助事業である技術指導・援助、教育研修等についてです。「改革案では不十分」という方は6名全員です。中身として、「補助事業そのものを廃止」が1名、「国へ事業を移管すべき」が1名、「自治体へ事業を移管すべき」が1名です。残りの3名は「法人で事業を継続するが、更なる見直しが必要」という中身です。

2つ目の委託事業のうち、バイオアッセイ研究センターを除いた健康保持増進とか快適職場の推進等ですが、これも「改革案では不十分」が6名全員です。このうち2名が「委託事業そのものを廃止」、1名は「国へ事業を移管」です。残りの3名は「法人で事業を継続するが、更なる見直しが必要」という中身です。

3つ目のバイオアッセイ研究センターについての委託事業ですが、「改革案では不十分」が6名全員です。このうち1名は民間への譲渡又は委託です。1名は「国・自治体・民間への譲渡」です。残り4名は「法人で継続するが、更なる見直しが必要」という中身です。

協会全体の組織運営については、「改革案では不十分」が5名、「改革案が妥当」が1名です。5名全員が「更なる見直しが必要」ということです。以上です。

(政務三役からのコメント)

○阿部座長

議論や仕分け人からの意見を踏まえ、政務三役からコメントをお願いいたします。

○厚生労働大臣

貴重なご指摘をいただきましてありがとうございます。この組織は法律で規定されている組織であり、公金も入っていますし、企業からは一口年間20～30万円の会費をいただいています。個別企業では1年5万円の企業もありますけれども、公から頼まれたら、そういう会員にはならないというふうに拒否するという心理的なものもあるのではない

かと推察されます。非常に公的な役割を持つ組織が、やはり自分たちの貢献度がなかなか示せないというのは大きな問題だと思います。いろいろご指摘がありましたので、この組織があることにより、どれだけ具体的に労災が発生しないような貢献ができているのかということについて、我々も精査していきたいと考えております。

税務署からも公益性がある、収益事業がある、公益事業として税務処理されているものの中に、それが 5.2 億円ある。これは、補助金等がなかなか消化していない委託事業への使用が認められない経費等 3.6 億円があります。これまで公的な枠に守られた中で、非常に管理が甘くなっているのではないかとということも我々は感じております。あるいは民間に任せられるか否かも含め、皆様のご意見を踏まえて政務三役で判断をしていきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

○阿部座長

ありがとうございました。本日の議論や仕分け人からの意見を踏まえ、厚生労働省におかれては中央労働災害防止協会の改革案の更なる検討、とりまとめを引き続きお願いいたします。

(対象法人の入替)

○阿部座長

それでは、建設業労働災害防止協会の事業仕分けに移ります。まず初めに、建設業労働災害防止協会について、簡単に省内事業仕分け室から概要をご説明願います。

(省内事業仕分け室からの説明)

○総括審議官

それでは、特別民間法人建設業労働災害防止協会について、資料 1 をご覧いただきたいと思っております。1 頁めくっていただき、法人概要について、私からご説明いたします。当協会の役員は、常勤が 2 名、非常勤が 77 名、これは業界の関係者が多いということです。常勤 2 名は、2 名とも国家公務員出身者です。非常勤の中で 3 名が国家公務員の出身者がいるという状況です。職員は 272 名ですが、このうち国家公務員出身者が 41 名という状況です。

年間の予算は 49 億円ですが、国からの財政支出が 7.3 億円です。主な事務・事業として、まず補助事業として、専門家による技術的指導、安全衛生教育等の労働災害防止活動です。これは中災防と同じような形ですが、補助事業として、災害防止活動を行っており、予算としては 20 億 7,000 万円ですが、国からの補助金は 2 億 9,000 万円です。

この協会は委託事業は 1 つだけですが、そこにありますような建設業特有の重層下請構造、墜落災害防止等の関係の災害防止活動対策ということで委託事業 4.4 億円。これは委託事業ですので、全額が国からの委託ということです。そのほか、安全衛生関係の図書出版等を自主事業として 24 億円の収入があります。

組織体制は右にあります。本部が 5 部 13 課、62 名です。支部は 47 県の各県に支部があって、226 名ということです。管理部門については、本部が 13%、支部が 11%で、全体を平均しますと 11%という状況です。以上です。

(法人・担当部局からの事業説明)

○阿部座長

引き続き法人・所管部局側から建設業労働災害防止協会の事務・事業の概要を説明いただくとともに、当該法人の改革案の提示をお願いいたします。ポイントを絞って13分以内で簡潔なご説明をお願いします。また手元の資料にて説明を行う場合には、どの資料に沿っているのかを明確にした上で説明をお願いします。制限時間となる1分前に事務局においてチャイムを鳴らしますのでご注意ください。それでは、よろしく願いいたします。

○建設業労働災害防止協会専務理事

建設業労働災害防止協会専務理事の伊藤でございます。よろしく願いいたします。資料1によりまして建災防の事務・事業についてご説明します。2頁の業務概要です。上の欄の「設立目的及び法人の特徴」は、上の○にありますとおり、建設業は危険性の高い作業が多く、また重層下請構造や異業種混在作業といった特性を有するため、重篤な労働災害が発生しやすい状況にあります。建災防は悲惨な労働災害の多発に心を痛めていた建設業経営者の皆さんが発起人となって、昭和39年に労働災害防止団体法に基づき設立したものです。そのため、錢高会長はじめ、役員・会員の皆さんは建災防は自分たちの創った、自分たちの団体であるという意識を大変強く持っておられます。

下の○にある「建設業労働災害防止規程」は法的義務を上回る基準を含め、会員が講ずべき労働災害防止対策を示したもので、この周知徹底をはじめ、事業者が行う安全衛生活動への指導・援助を進めてきた結果、「活動の効果」にあるとおり、死亡災害は約2,400人から約370人に、死傷災害も約12万人から約2万4,000人に減少しております。しかしながら、建設業の労働者は、全産業の10%程度であるにもかかわらず、死亡者数は全体の34%を占めている状況です。

建設業の安全衛生水準の向上は、今なお大きな課題となっております。労働災害というものは、生きていくために仕事をし、そのために命を落としたりする。これ以上矛盾に満ちたものはないと言われるものであります。特に死亡災害は亡くなられた方の無念さと、残されたご遺族の悲しみに思いを至せば、1件たりとも起こしてはならないものであります。私どもはこのことを常に念頭に置いて労働災害の絶滅に向け、日々業務の遂行に当たっております。下の欄は主要な3つの業務内容を示したものです。これらの業務を推進することによって、第11次労働災害防止計画の目標達成を図りたいと考えております。

3頁は、各業務内容の詳細を示しています。①のうち、上の「専門家による技術的指導」は、労働安全衛生の専門家が、現場指導や講習会等に参画することにより、安全衛生活動の活性化と労働災害防止対策の徹底を図っているものです。

下の「安全衛生教育」は、ソフト面の対策の中心をなす事業です。職長、作業員等、各レベルに応じた教育あるいは講師養成研修を実施することにより、現場の危険有害要因の排除や石綿作業における防じんマスクの適正な使用等について、必要な知識、技能の修得を図っております。

なお、教育に使用するテキスト等の開発に当たっては、業界団体や保護具メーカー等との協力を得ながら、業界のニーズに即した内容のものを迅速に、かつ低価格で提供すべく努力をしております。

4 頁です。②は国からの委託事業で、行政との密接な連携の下に実施しているものです。建災防設立以来、これまでに横這い状態で推移していた死亡者数が、著しく減少した時期が 2 回あります。1 回目は労働安全衛生法が制定された昭和 47 年からの数年間、2 回目は被災者のほとんどを占めている中小建設業者、鳶、左官等の専門工事業者及び木造建設業者の安全衛生活動を支援するため、国が財政支出の大幅な拡大を行って、その成果が現れ始めた平成 8 年から今日に至るまでです。

右の表及び折線グラフは、委託費及び死亡者数の推移を表したものです。平成 6 年から今日まで投入された委託費の総額は約 100 億円です。一方、平成 8 年以降に減少した死亡者の総数は 5,000 名余で、死亡災害だけを見ても、労災保険給付が約 2,500 億円節減できた勘定となります。「安全はペイする」という言葉がありますが、安全対策にかける経費はペイするどころか、何十倍もの費用対効果があると考えられるところです。

下の写真は足場先行工法を採用した現場の例です。昔と違って、いまでは足場が先に組み立てられ、それから家を建て始めるようになってきているというのは、町中でもよく見かけるとおりです。この工法の普及に当たっては国の委託費により全国でモデル事業を実施し、大工さんに実際に体験してもらったところ、作業効率が良く、かつ安全であるということが理解され、いまでは当たり前の工法となっております。この足場先行工法の普及によって、左下のグラフにあるとおり、木造建築工事における死亡災害は 8 割の減少を見ているところです。

5 頁です。自主事業である建設業版の「労働安全衛生マネジメントシステム」の推進についてです。労働安全衛生マネジメントシステムは、ILO 及び厚生労働省が指針を示して普及を図っているもので、品質管理や環境管理のマネジメントシステムと同様に、トップのリーダーシップの下に、右下の概念図にあるように、計画的、かつ継続的に PDCA サイクルを回し、安全衛生水準の向上を図るものです。

建災防では、システムの構築支援等を行うとともに、システムを適正に運用している事業場の認定を行っており、下の表にあるとおり、すでに 36 事業場に対し認定証の交付を行っております。資料 1 の説明は以上です。

続きまして資料 2 により建災防の改革案についてご説明いたします。1 頁は、ヒト、モノ、カネの 3 つの観点から整理した改革案の概要です。具体的な改革内容については 2 頁以降に記載しておりますので、2 頁をお開き願います。

まず、ヒトの観点からの改革案についてです。真ん中の「これまでの改革努力」の欄の上の○にあるとおり、常勤役員については、平成 14 年度 6 人であったものを順次削減し、平成 21 年度は 2 人にまで削減しています。さらに、下の「これからの改革努力」の欄の上にあるとおり、5 月末の総代会後は職員の能力向上やチェック体制の強化を図りつつ、1 名体制とした上で、民間からの登用を行うことにしております。これにより右上の「改革の効果」にあるとおり、常勤役員が新規に 1 名削減となる予定です。

また、国家公務員 0B については、役員だけではなく職員についてもこうした改革の中で、右上の「改革の効果」にあるとおり、積極的な民間登用を行うことにより、安全管

理士などの専門職を除き、定年後の解消を図ることとしております。

3 頁です。上にあるのがモノの観点からの改革案で、研修所跡地の売却についてです。旧研修所を廃止した後、建物は解体処分しましたが、跡地は地価の下落時期に当たったため、売却の機会を失し、固定資産税等の維持管理費用を負担している状況にあります。今後、地価の動きを見ながら売却し、右上の「改革の効果」にあるとおり、130 万円の経費削減を図りたいと考えております。

3 頁の下の欄は、カネの観点からの改革案で、国からの財政支出の削減についてです。国におかれては補助金及び委託費の抜本的な見直しを行う方針と聞いております。右の「改革の効果」にあるとおり、来年度は国からの財政支出が 2.4 億円削減される予定となっています。

4 頁では、具体的な削減内容をご説明します。補助金については、上の欄の右上にあるとおり平成 23 年度は 2.9 億円を上限とするとされております。見直しの考え方、及び具体的な対策としては、補助金を中小・零細企業を対象とした大きな効果ができる事業の事業費補助に限定するというようにしているところですし、また補助率も 4 分の 3 に削減するということになると伺っているところです。

委託費についても 4 頁の下の欄にあるとおり、大幅に縮小し、平成 23 年度予算は 2 億円になると伺っています。見直しの考え方、及び具体的な対策としては、継続 1 者応札の廃止と、緊急性、必要性の高い事業への絞り込み、さらには受託条件の緩和等による民間参入の促進を進めることになると伺っています。なお、建災防としては、この方針を踏まえて委託事業担当職員の配置の見直し等を行うこととしております。

5 頁の「その他の改革事項」についてです。上の欄はこれまで行ってきた改革努力について記載したものです。上の○にある「徹底した経費の削減」については、引き続き努力してまいり所存です。下の○の「自己収入の確保」については、資料 1 の説明と重なりますので省略させていただきます。

「これからの改革努力」としては、下の欄の「主な新規・拡充事業」にありますように、今後労働安全衛生マネジメントシステムの認定件数の拡大に努めることにより、事業の安全衛生水準の向上と建災防の安定的な自己収入の確保を図りたいと考えております。

また、下のニーズに即したテキスト等の作成等に当たっては、引き続き業界のニーズに即したテキスト等の開発を進めるとともに、教育研修の受講者確保に努めることにより、自主的労働災害防止活動の促進と国の財政支出に頼らない財政基盤の確立を図ってまいりたいと考えております。以上です。

(省内事業仕分け室からの論点提示)

○阿部座長

次に省内事業仕分け室から、議論の参考として建設業労働災害防止協会の事務・事業の論点等の提示をお願いいたします。

○総括審議官

それでは、ご説明します。その前に大臣はよんどころない公務で退席をさせていただ

きました。これからの仕分け人とのやり取りにつきましては、私のほうから大臣に報告させていただきたいと思ひますし、副大臣は在席しておりますので、よろしくお願ひしたいということです。

それでは、論点ですが、資料 3「建設業労働災害防止協会の論点等について」という縦長の資料があると思ひますので、これをご覧いただきたいと思ひます。主要な論点については、前回の中災防と基本的には同じですが、1 つは、労働災害防止活動について、それぞれの企業等の自主的な取組みが基本だということだろうと思ひますが、それで十分かどうかということ。いま話がありましたように、労働災害が減少してきているわけですが、その中で補助金を見直す必要がないかどうかということが 1 つ目の論点です。

2 つ目は、委託事業で、ここの協会は約 4 億 4,000 万円の委託事業を受けております。先ほど改革案でもありましたが、見直し、縮減が予定されているということで、これについてどう評価するかということがあろうかと思ひております。

細かい論点等は 2 頁以降にあります。ラスパイレスは、先ほどの中災防は出てないということでしたが、最近出たということですが、こちらも今のところ数字は私どもはいただいておりません。そういう中で職員の給与、その他をどう評価していくかということがあろうかと思ひております。

3 頁、労働災害防止活動についても専務理事からお話がありましたが、建設業における労働災害の発生状況等、参考にあるとおりでして、かつてに比べれば相当下がってきておりますが、全産業に比べればまだ高いと。こういう中で建災防に対する補助金等が、現在の状況でいいかどうかということがあろうかと思ひます。

これについて参考にあるように、これも中災防の関係と同じですが、企業には一定の安全管理体制が義務づけられ、あるいはいろいろな労働災害防止については義務づけがあつて、労働基準監督官がそれぞれ建設現場等についても安全監督は行っています。こういう状況の下での自主的な取組みという位置だということ。そういう中での補助金の見直しが適切かどうかということになるかと思ひます。

4 頁の委託事業です。これは先ほども申しましたように、委託事業は 1 本 4 億 4,000 万円で、見直し案があるということですが、それで十分かどうかということだろうと思ひます。

随意契約等については、10 本 2,600 万円ということですが、基本的にはポスターの企画競争等が多いという状況です。以上です

(議論)

○阿部座長

それでは、議論に移ります。建設業災害防止協会の事務・事業の必要性や改革案の妥当性等を判断するため、仕分け人から質問などを行っていただき、議論をお願いします。また、厚生労働省の政務三役からも議論の活性化のため、質問などを行っていただき、議論への参加をお願いします。議論の時間は 30 分を目安をお願いします。質問に対してはポイントを簡潔にお答えください。回答が冗長になっている場合にはチャイムを 1 回鳴らしますのでご留意ください。また制限時間となる 1 分前に事務局においてチャイムを鳴らしますのでご留意ください。なお、この制限時間をお知らせするチャイムは 2

回鳴らします。それでは、ご質問のある方、どうぞ。

○住田仕分け人

住田光生と言います。よろしくお願ひします。昭和 39 年というのは東京オリンピックのときで、そのころはまだ日本の建設業は、まだそんなに技術的にも優れていなかったのですが、それ以降、今日のような状況になりますと、スーパーゼネコンをはじめ、各社が安全対策には非常に力を入れており、この協会自身の有用性は非常に乏しいのではないかと私は思っています。

そういう面で自主事業を行うということ。そして自分でやる。つまり、建設業協会自体が自分たちのことに関わるわけですから、補助金をもらわないでやるべきではないかと思っています。それから支部事業活動費というのは非常に多くて、その辺を削減し、節約したら補助金をもらわないでやっていけるのではないかと。その辺について、理事長のご見解をお願いします。

○建設業労働災害防止協会専務理事

お答えいたします。補助金依存で事業を展開しているのではないかということがありました。先ほどお話した例えば中小建設業者、あるいは専門工事業者、さらには木造建設業者といった委託事業を、国と力を合わせてやってきていたわけですが、大きな成果を上げていると思っています。

こういう委託事業を展開できたのは、委託事業だけでできるものではなく、やはり補助金というものをいただいている中で、国の施策にご協力ができる。それだけの人手あるいはノウハウを投入できるということで、ほかに補助金がない状況で引き受ける、あるいはやる所があるかと言えば、それは大手ゼネコンであっても無理だろうと思っています。

支部のほうは、例えば 3 年前ぐらいには、石綿の問題が非常に大きな社会問題となりました。このときには急いで各作業者に教育をして、石綿の防止のための知識、技能の習得をしてもらわなければいけないということがありました。これは厚生労働省の所管だけではなく、環境省のことも含めたマニュアル、あるいはテキストを作って、全国で 40 数万部のテキスト販売、10 数万人の事業展開をして教育を行っております。これによって石綿の災害防止ができたと思っています。

これをやりますと、かなりの額の事業になりますが、それは一つひとつが労働者の健康と命を守ることに費やされた結果、そういうことに積み上がってきているということで、ご理解をいただく。それは毎年行われており、昨年度は足場の規則が変わって、これの知識をきちんと習得してもらおうということで、教育を行っております。これも数万人の受講者を得ております。そういう小さな専門工事ではできない教育を、各支部が肩代わりをしてサービスとして行っており、その対価はいただいているということです。

○阿部座長

ほかにいかがですか。

○高橋仕分け人

支部に関連して、47カ所、要は各都道府県に置かれているわけですね。かつ、職員で国家公務員出身者が40数名いらっしゃる。結局、各県にいらっしゃるという理解でよろしいのでしょうか。

○建設業労働災害防止協会専務理事

大体そんなことになっております。

○高橋仕分け人

なぜそれが必要なのでしょうか。

○建設業労働災害防止協会専務理事

それは業界からの要望もあって、建設業者と行政との関係は、監督をする立場と監督される立場にあります。1つ事故を起こして監督を受けて、そこで何か問題があったということになれば、送検をされる立場にあります。そういう中で業界を束ねるのは、行政ではなかなかできない。そうかと言って、行政との協力関係を保ちたいという業界の要望があって、行政のOBが橋渡しをして、うまく連携をとりながら安全衛生活動を行っているというところから、むしろ業界の要請もあるとご理解いただきたいと思います。

○高橋仕分け人

それは逆にいうと、業界との癒着ともとられかねない危ない話ではないのですか。

○建設業労働災害防止協会専務理事

それはお金のやり取りとかがあれば、あるかもしれませんが、一切そういうことはありませんで、まさに安全衛生管理ノウハウのやり取りです。特に、監督官あるいは安全専門官、衛生専門官という技術職が就いているケースがほとんどです。

○高橋仕分け人

それから、47カ所、全都道府県に置かなければいけない理由は何でしょうか。

○建設業労働災害防止協会専務理事

東京と小さな所では全く工事の規模も違います。そこにある安全対策は地域差、あるいは規模格差が非常に大きい状況にありますので、隅々まで全国津々浦々に手が届くように、手取り足取り指導するということになれば、少なくとも監督署単位の支部、あるいはそういう支援ができる分会が必要になってくるという状況で、まさに行政と一体になりながら、中小・零細企業の指導にも当たっている、サービスにも当たるといった状況です。

○荒井仕分け人

関連しますが、各都道府県にある支部の独自事業、独自活動もあると思いますが、都

道府県職員だった元公務員が各支部に就職されている、雇用されているという事実はないでしょうか。

○建設業労働災害防止協会専務理事

中心は厚生労働省の出身ですが、中には県の土木部から来られている方もおられるにはおられます。

○荒井仕分け人

それは資料で言いますと、平成 22 年度には国家公務員出身者ということで 41 名となっていますが、このほかに、282 名のうちに別に都道府県出身者がいらっしゃるという解釈でよろしいですか。

○建設業労働災害防止協会専務理事

そういうことはあり得ます。

○荒井仕分け人

そうすると、ご説明のとおり、行政との関係はかなり濃密になっているのではないかとということで、高橋さんが言われたように、ある面で癒着という点が非常に危惧されると思うのです。そういう中では、国からの補助金を受けるという関係をもう少しというか完全に断ち切る、逆に OB を受けても金銭授受はないのだという関係に努めるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○建設業労働災害防止協会専務理事

先ほどお示しした足場先行工法等の、ああいう事業も、まさに行政施策を展開することで、行政が本来やるべきものを、行政の立場というもの、あるいは行政のノウハウというものも用いながら、業者と一体になって活動を行うということから、行政 OB のそれまで蓄積した技術ノウハウ、あるいは管理ノウハウ、人のつながりは、人の命を大事にするという点で非常に国家的なところだと思っています。

○荒井仕分け人

ですから、それは理解できると思うのですよ。ノウハウを持った方たちがそれを活かした支部・業務があると、ここは理解するのですが、その業務を実施するということと、国から補助金が入るということは切り分けて考えるべきではないでしょうかということなのですけれども。補助金なしで、業界自らが負担した会費での事業に、そういうノウハウを持った方たちが従事すると、こういうスキームでできないでしょうか。

○建設業労働災害防止協会専務理事

わかりました。補助金はあくまでも本部職員に対する補助金でして、地方の支部には流れておりません。支部は支部の活動で自前収入を確保しています。

○労働基準局安全衛生部長

いま癒着等の話がありましたが、それはないにしても、また一定程度業界の要望があるにしても現在のOBがいるという点に関しては、今後改革の方針にもありますように、専門職は除きますが、基本的に解消していくという形で改革を進めていきたいと考えております。

○山内仕分け人

先ほどの中労災の件でもちょっと話があったのですが、それ以上に建設業の災害防止協会というのは、ある意味において非常にまとまりがいい業界団体の災害防止です。そういう意味では逆にいえば、業界のそういった自主性の大きな思いの中で今日まで活動されてきたということの、それなりの一定程度の総括はもうできて、ここからエイヤツでどうぞということが、まだ行きやすいのかなという印象を持っています。

その中で基本的にこれまでの改革努力で、実は常勤役員を1名にされたというのは、2から1で、たった1名などという失礼な言い方ができないほど、すごく評価をすべき英断だと思います。ところが同じように、280名になりました、職員が2名減りましたというのを「改革の努力」という項目の中に堂々と記入される神経が、私はもうひとつよく理解できないのです。少なくとも25名職員が減りましたと。こういう業務が無駄をなくすことによってこうなりましたという話であれば、まさにここで自己評価の改革の努力ということは評価できるのかなと思いますので、その辺の感覚として、もう少し自らをシビアに見るということです。

しかも余剰資産などの件については、売るタイミングを失したということ、これは場所は湯河原ではないですか。一時はそれなりのいい保養施設みたいな形で、あるいは研修という名目で使われたと思いますが、こういったものをずっと抱えていても、ますますどういう方向に行くのかわからないので、一旦損切りをするということ、是非協会の中で。そういったスリム化をやれるべき資産がある限りはやるという踏み込みをしないと。130万円の固定資産税等の新規の負担を減らすことができるだろうと言っておられますが、この感覚もさっきの職員の削減と同じように、非常に甘いと言わざるを得ないのです。

ただ、自らというよりも、業界団体自らがそういうことで今まで動いてきて活動してきたことの総括として、私としてはもう結論を言ってしまうと誠に申し訳ないのですが、この建設業の災害防止の組織については、いい意味のモデル的に廃止という形で、むしろゴーをかけられる良い状況に来ているのかなと。特にその中でいちばん申し上げたいのは、3番目のこれからの事業で自己収入、労働安全衛生マネジメントシステムの確立ということをおっしゃっていますが、むしろこのことなどが、今後の入札の機会等に関して、業界に対するプライオリティーを持つような、点数評価に挙げていくようなことを明確に提案されて、それがこの協会として、災害から、これからのより優良な建設業界の有り様ということの提言も含めて、ここを是非強調される形で幕を下ろされるのがいいのかと思いますので、理事長、一応思いだけを聞かせてください。

○建設業労働災害防止協会専務理事

もう役目は終わったのではないかなというお話ですが、私どもの会長は前々から死亡災害については、せめて1日1人以下にしたいというお話をしていました。せめてということは、それが到達点ではなくて、あくまでも悲しむ人が出ないところまで絶滅をさせるという目的のために私ども努力をしています。会長、役員、そして会員も同じ気持です。そういう点からは、まだまだ道半ば、まだ緒に就いたぐらいのつもりで、これからも絶滅に向けて頑張っていくべきであろうと考えているところです。

それから、先ほどの労働安全衛生マネジメントシステムをメリットと結び付ける話については、すでに動きがありまして、いくつかの地方自治体、例えば青森、長野、山口の辺ではマネジメントシステムの認証を受けた所については、発注の中で経営審査事項の加点をしてくださっております。そういう所もこれからどんどん広げて、このシステムの拡大普及を図ってまいりたいと考えています。

○労働基準局安全衛生部長

行政からも一言お話をさせていただきたいと思います。専務からも話がありましたように、建設業全産業で減ったとは言え、3分の1を占めている状況を、もっともっと減らしていかなければならないと行政のほうでも考えております。

そのときに何が問題になるかと言いますと、中小の事業者です。先ほども少しお話があったと思いますが、スーパーゼネコンは自分たちでやらしてもらえばいいので放っておいてもいいわけです。これから力を入れていかなければならないのは小さなゼネコン、あるいはその下に付く専門工事業者です。そこが安全活動をきちんとできるように支援していくことが必要だと考えています。

そういう支援活動を今回の改革案で建災防のほうに、そこに特化した形でそういう活動を実施してもらおう。そういう意味でまだまだ建災防の役割は終わっていないし、支援する必要はあると私どもは判断しています。

○阿部座長

私が質問させていただきます。先ほど現場と直接関わる支部の重要性、あるいはそこには補助金が入っていませんという話でした。それから、今後も労働災害を減らしていくべきだということもよく理解できますが、本部は何をおやりになっているのか、少しお話いただければと思います。特に補助金が主な対象になっている本部の管理部門が、例えば中央労働災害防止協会に本部部門を任せることができないのかどうか。その辺りはいかがでしょうか。

○建設業労働災害防止協会専務理事

まず初めに、本部がどういうことをやっているかというお話については、先ほど来、お話をしております各種石綿の問題や足場の問題などを支部で展開するについては、まずどういうことをやるのかという検討、そして、どういうテキストが必要なのか、講師の養成をどうするのかといったところを全部準備をしてあげないとできないわけです。本部がまさにそういう必要なテキストの開発、あるいはカリキュラムの編成、講師の養成を行った上で、実際に支部が転がすということになってまいります。

それから、中災防の統合というお話かと思いますが、設立の経緯でご説明したとおり、銭高会長はじめ、役員・会員の皆さんは、建災防は自分たちが創った自分の協会だという意識を強く持っておられます。それがありますので「労働災害防止は自らの責任である」という非常に強い思いを持って、責任感あるいは熱意を持って取り組んでおられるところです。

中災防に統合するということになりますと、すなわち会長、役員の地位を退けということに等しいことになりますので、そうした熱意に水を差すことになりまして、むしろ行政に対する反発を招き、業界のこれまでのような理解、協力が得られなくなるおそれが非常にありますので、絶対に避けるべきであると思います。

○榊形仕分け人

いまのこととは別のことですが、先ほど業者との癒着という話が出ましたね。支部のほうで、この一覧表を見ますと、建設業会館にある支部もかなりあるのですが、事業所のビルの中にある支部もありますよね。私はこれはできれば公的なのとか、そういう所の、建設業会館の中に支部も入れるべきだと、そういう所に統括すべきだと思うのですが、理事長のお考えはいかがでしょう。

○建設業労働災害防止協会専務理事

ただいまお話の支部が民間会社にというのは、1件長崎の例があるようでして、それもきちんと借料を払っています。適当な借りられるような事務所がなかったということで、そういうことになっているのかと思います。

○榊形仕分け人

ほかに山梨もありますよね。それから長野もありますよね。

○建設業労働災害防止協会専務理事

あと建設業会館という所に入っております。

○榊形仕分け人

だから、いま言った所に建設業会館もあるのですよね。

○建設業労働災害防止協会専務理事

はい。

○榊形仕分け人

その県に。

○建設業労働災害防止協会専務理事

はい。

○榊形仕分け人

だけでも、そこには入っていないで、一般企業の中に入っているのです、そういう所を建設業会館とか、そういう所に入れるべきだと私は思うのですが。そういう形で理事長のお考えはと聞いています。

○建設業労働災害防止協会専務理事

はい、わかりました。それができればと思うのですが、入だけのスペースがないとか、そういう問題であろうかと思えます。

○榊形仕分け人

ともかく思惑でなくて、きちんと調べていただいて、調査いただいた中で、できるだけそういう疑惑がないような所に支部は入れるべきだと思いますので、そのようにもう一回見直してください。

○建設業労働災害防止協会専務理事

はい、承知いたしました。ありがとうございます。

○荒井仕分け人

支部のお話に関連して質問いたします。282 人のうち、支部は 226 人という職員です。これを単純に平均はできないのだと思いますが、都道府県でおそらく 4~5 名程度です。都道府県に 4~5 名程度の職員の支部というのは、先ほど本部のガバナンスはというお話がありましたが、逆に 4 名、5 名しか職員が存在しない支部で、大きな事業展開ができるのでしょうか。それにちょっと疑問があるのですが、もしご説明いただければと思います。

○建設業労働災害防止協会専務理事

各種の事業あるいは行事をやっておりますが、非常にありがたいことに建設業界は、建災防の会員が自分たちの団体ということで手弁当で手伝っていただいております。ですから、パトロールをするにしても建災防の職員だけがやるのではなく、地元の建設業者の安全衛生部長辺りが話をすると、時間を取って無給でお手伝いをいただいているという状況があって、その点は人員以上の協力を得ながら事業が展開できているということで、非常に幸せな協会であると思っています。

○荒井仕分け人

先ほどもお話がありましたように、どちらかといえば、企業と一体性が高い団体で、行政のノウハウを持った OB を受け入れるにしても、金銭的にはそういう話を聞いても、行政の財政的な補助というのは考え直されたほうがいいのかなど。これは団体にお話することではないのですけれども。

もう一点、行政サイドにもお聞きしたいのですが、今度は委託の業務です。改革案では、民間参入を促進するという改革案が委託費の縮小案の中に出ています。いまもご説

明があったとおり、事実上、民間の団体に出している委託を競争性を高めるという意味で民間参入だということだろうと思うのですが、建災防が受託している事業を、果たして競争できるような他の民間というのは会員のゼネコン以外にあるのですかね。

○労働基準局安全衛生部長

例えば、問題意識は 1 者応札とか、そういうことをできるだけ少なくしていこう、やめていこうということにあるわけですが、そういうことで、例えば事業などを分割すれば、ある特定の専門工事にかかるような部分とか、そういうものが出てくれば、そういう所をお願いすることは可能だと思っております。

○荒井仕分け人

ですから、そういう所というのは、結局建災防の 1 会員である企業が直接受託を受けるという解釈でよろしいということですか。

○労働基準局安全衛生部長

そういう場合もあろうかと思えます。

○山内仕分け人

あえて憎まれることを私としては言わざるを得ないのは、いまの業界そのものの災害防止というのが、いまの防災の流れの中で、特に中小・零細業者に、たとえわずかかもしれませんが、完全に国の補助金のすべてをシフトすると、そのことが本当にそうした中小・零細の業者にとって、本当にいいと思ってやられるのかどうか。私はむしろこういった時代で人口も減る、受注件数も減る、大手に集中する流れの中で、未熟なそういった零細の業者が、そういう危険性がある部分から、あるいは業種転換なり、ほかに行くという道を与えるという方向での英断が、いま必要ではないかと私は思っているので、それについて聞かせてください。

○建設業労働災害防止協会専務理事

中小・零細企業がいま非常に困っているのは、元請けが発注者から受けたお金が、元請けはそこに安全衛生経費が入っているとおっしゃるのですが、それが下請けに行き、孫請けに行き、それから専門工事業者に行ったときに、いつの間にか消えてしまう。いま受注競争が厳しい中では、そういうことが起こっているわけで、自らが安全対策、特に教育などにお金をかけるだけの余裕がないということになると、どうしても国あるいは建災防がそこを支援していく、あるいは技術指導のお手伝いをしないと災害が増加してしまうのではないか。それは結局労災特会の支出につながるということで、経済的損失であろうと思っているところです。

○労働基準局安全衛生部長

行政のほうから少しお話をさせていただきます。そういう駄目な業者は排除されるようになっていけばいいのではないかというお話かと思えます。例えば、建災防への補助

金が直接的にまた中小の建設業者のほうに行っているということであれば、山内さんがおっしゃられるような変わるべきようなレベルの低い事業主が建設業にすぎりついてしまうということにもなるかと思えます。これは直接的に中小の業者に行くわけでもありません。あくまでも安全衛生活動を実施するについて支援をしていく。

ただ、移れない業者も、どうしても仕事をしなければ駄目だし、その際、被災するのは事業主ではなくて労働者です。やはりそういう意味で、そういう所も安全衛生活動がきちんと実施されるように支援していくことは、私どもとしては必要だろうとは思っています。前にも申し上げましたように、それをいまの時代は、大企業がそういう形でやるのはおかしいと思っています。

○山内仕分け人

やはりそこは確かにそうなのです。だから、いまこの場でこのやり取りをしていること自体、私も矛盾を感じているのです。決して建設の防災のこの協会の方とこういう議論をするのは本来の筋ではないのです。むしろもっとトータルの、より広い観点から、今日はまだ副大臣はいていただきますので、そういう視点から、本当にそういうことをやるのが、その人にとっての幸せにつながるのかどうかというところまで、いま考えるべき状況に来ているのかなど。まさに専務がおっしゃったように、元請けはどんどんきつい減茶苦茶をやっています。やりたくなくてもやらざるを得ない。欲しいから取る、取ったはいいが赤字受注だみたいなことを口で言いながら、その皺寄せが弱いほうへどんどん行っているという、このサイクルをどう止めるのかということと同時に、こうしたことが本来、業界の数が多い、業者の数が多い、だから大きくは産業の構造転換的な分野も含めながら、むしろどこかでやらないと、本当に幸せなのかなということ、この場で言うものではないのですが、特にそう思うということです。

○建設業労働災害防止協会専務理事

それについては私どもの役員たちほとんどが中小建設業のオーナー社長です。私どもが見ている限りでは、本当に自分の収入を削ってまでも生首は切れないということ、一生懸命職人さんの生活を支えているということです。公共工事を切るというのは、まさにセーフティネットに穴を開けていることだと私どもは感じているところです。

○阿部座長

それでは、あと1件、どうぞ。

○梶形仕分け人

短くいきます。常勤役員は非常に努力されて改革をやっています。非常勤は77名というのは非常に多いなと思うと同時に、お聞きしたかったのは管理部門の割合が11%ということですが、その点は理事長はどのようにお考えでしょうか。

○建設業労働災害防止協会専務理事

ほとんどの非常勤役員は、私どもの支部長です。各都道府県を束ねている方でして、無

給です。

○ 梶形仕分け人

管理部門の 11%という割合は、どのようにお考えでしょうか。比率ですね。事業説明の中の 1 頁です。

○ 建設業労働災害防止協会専務理事

管理部門ですね。これは本部は先ほどお話したような仕事でして、全国の支部を束ねるようなヘッドクォーターとしての、例えばテキストの開発、カリキュラムの開発などをやっているという点から、それぞれが支部を束ねる立場ということで管理の長という形になっています。

○ 梶形仕分け人

内容はわかるのですが、非常に比率が高いなと思うので、その感想だけ一言で結構です。内容を聞いているのではないので。管理費の比率が高いなと思うので。

○ 建設業労働災害防止協会専務理事

地元においては誰かしらがトップに就いていないと組織としての存続ができませんので、限られた人数がいる中で、誰かトップをやるということになると、そういうことになってきてしまうということだろうと思います。

○ 梶形仕分け人

要するに理事長としては、これはやむを得ないというお考えだということですね。

○ 建設業労働災害防止協会専務理事

きちんと支部を回してもらうについては、その程度の管理者は置かざるを得ないのかなという感じです。

(仕分け準備)

○ 阿部座長

議論は尽きませんが、ただいま議論をいただいた建設業労働災害防止協会について、仕分け人からのご意見をいただくため、お手元の評価シートにご意見を記載ください。時間は 2 分あります。制限時間となる 1 分前に事務局においてチャイムを鳴らしますのでご留意ください。

(仕分け意見の表明)

○ 阿部座長

記載いただけましたでしょうか。それでは、評価シートに沿って、建設業労働災害防止協会の事務・事業や法人全体について、仕分け人からのご意見を願います。お一方 1 分程度でお願いしたいと思います。今度は梶形さんのほうから願います。

○榊形仕分け人

先ほど理事長から費用対効果の話が出ました。100 億円で 2,500 億円の効果を出したということで、そこについては感謝申し上げたいと思います。しかし、いまは建設業業者自身も随分少なくなっております。かなり効果は出たと思いますので、今後はそれは縮小しても業者自体の努力で同じことができるのではないかと思いますので、ご検討いただきたいと思います。以上です。

○山内仕分け人

業界そのものの設立当時からの熱い思いであるとか、その辺は非常によく伝わってまいりましたけれども、一方で先ほどの中災防の件も含め、日本全体で働く人間としての労災という問題としての機能をどう集約、統合していくのかという観点から、私はいいい機会、本当にいい役割を今日まで果たしてこられたという流れの中で、廃止すべきいい時期だろうと私自身は判断をさせていただきました。

○高橋仕分け人

施策が必要な理由のお話の中で、専務理事がおっしゃった元請けの問題、下請けいじめの問題ですが、これはそういうものがあるから公的資金を投入するという話はおかしいと思うので、もともとこういう下請けいじめの問題が出てくるということについて、どう手を打っていくのかということの措置も必要だと思いますので、そこと併せて考えていただくべきではないかと思います。

それから、支部については随分質問が出ましたが、支部の統合なども含めて公務員のOBの削減をもっと進めるべきではないかと思います。以上です。

○阿部座長

私は、建設業界が熱い思いでやってきたということも理解できますけれども、そのことと、この協会がより効率的に運用されることは別の話だろうと思います。どうやったら効率的な運営ができるだろうかといったところで、先ほど本部では、支部をどうやってうまく回していくかというのを一生懸命やっているのだということですが、それがいまの形である必要が本当にあるのか。先ほど申しましたようなほかの労働災害防止協会と合併してもそのことはできるのではないかということをおもいました。ですので、その辺りも真剣にご検討いただきたいと思います。以上です。

○住田仕分け人

先ほど申しましたように、昭和 39 年というのはオリンピック、日本の国づくりのときで、国からの建設業界への期待、その安全性ということは、国の施策として非常に大事だったと思います。しかしながら、現在、45 年を過ぎて日本の国がこのようになり、また建設業界もまさに世界に冠たるスーパーゼネコン、海外の事業へも日本の建設業界がいちばんビジネスをしているのではないかと思います。

そんなに大きな業界になったことですから、はっきり言って、私は建設業界の問題だ

と思います。ですから、建設業界で自主的に抛出して安全の対策を考えるのは業界全体の自己責任です。それからまた社会貢献だと思っておりますので、補助金なしで建設業会自体でおやりになることが本当の筋道ではないか。廃止はする必要はないかもしれませんが、業界自体でやるということが非常に大事なことではないかと思っております。

○荒井仕分け人

ご説明、お話を伺ってしまして、非常に民間型というか、業界のガバナンスが効いているのではないかなという部分と、非常に公務員型の運営もある面ではなされているかなという意味で、特別民間法人という名称らしいというか、そういうことをものすごく感じたところです。ただ、先ほど来、皆さんからお話のように、基本的には各企業、業界の責務、負担で実施すべき事業ではないかと思えます。

そういったことから考えると、財政負担、補助金は廃止すべきですし、また委託事業についても、徐々に減らして行って数年後には委託事業をゼロにしても、業界の責務でできるのではないかと考えます。

ただ 1 つ、私自身も考えますが、中央政府として、厚労省として、どうガバナンスを効かすのかというのが。業界の責務だということで、すべてを業界任せにしていいものかどうかという、ある意味で厚労省としてガバナンスを効かすという点では、何らかの支出が必要なのか、あるいは財政支出なしで、そういうガバナンスが効かせられるのか、その辺はご検討いただく必要があるのかと感じました。以上です。

(仕分け意見の結果発表)

○統括審議官

それでは、仕分け人の皆様方からの評決結果を発表いたします。1 つ目が補助事業である技術指導、安全衛生教育等の労働災害防止活動です。これについては「改革案では不十分」という方が 6 名で全員です。そのうち 2 名が「廃止」、2 名が「民間への譲渡又は委託」、2 名が「法人で事業を継続するが、更なる見直しが必要」という中身です。

2 つ目の委託事業についても「改革案では不十分」が 6 名です。このうち 2 名が「事業そのものを廃止」、1 名が「自治体への事業移管」、3 名が「法人で継続するが、更なる見直しが必要」ということです。

協会そのものについては、「改革案では不十分」が 6 名です。そのうち 1 名が廃止、2 名が他の法人との統合移管、3 名は「当該協会で実施するが、更なる見直しが必要」という中身です。

(政務三役からのコメント)

○阿部座長

ありがとうございました。議論や仕分け人からの意見を踏まえ、政務三役からコメントをお願いします。

○厚生労働副大臣（細川）

いろいろとご議論ありがとうございました。渋谷の東急プラザの建替えて、大規模な

工事をやっていますが、先日、大臣と一緒にそこを見学いたしました。労働災害については徹底的な管理・監督がしっかり行われているなという印象は受けました。

そういう意味で大手のゼネコンなどは、そういうことについてはもう十分されているのではないかという印象も受けましたが、今日の議論を聞いておまして、中小・零細の建設業で働く人の労災は、まだまだあるということで、それにどう対応していくのかということで、今日はたくさんのご議論をいただいたところです。法律によってこの協会はつくられておりますので、そういう意味では存続の意味があるのかということも含めて、今後は政務三役で議論をしてまいりたいと思います。大変貴重なご議論をいただきましてありがとうございます。

○阿部座長

ありがとうございます。それでは、本日の議論や仕分け人からの意見を踏まえ、厚生労働省におかれては、建設業災害防止協会の改革案のさらなる検討、とりまとめを引き続きお願いいたします。

次に、独立行政法人勤労者退職金共済機構の事業仕分けになりますが、これの開始は5時20分にしたいと思います。

(対象法人の入替)

○阿部座長

お約束の時間よりも1分ほど早いのですが、次の事業仕分けに移りたいと思います。まず初めに、勤労者退職金共済機構について、簡単に省内事業仕分け室から概要をご説明願います。

(省内事業仕分け室からの説明)

○総括審議官

それでは私のほうからご説明いたします。勤労者退職金共済機構は独立行政法人でございます。独立行政法人勤労者退職金共済機構について、資料1の表紙の裏側をご覧くださいと思います。法人の概要ですが、役員が7名で国家公務員の出身者は1名でございます。職員は255名、非常勤の職員が224名このほかにおります。国家公務員のOBはおりませんが、現役出向の者が7名おります。

予算規模は5,722億です。これは退職金共済としては、共済金で支払っているものを含めた予算額でございます。国からの財政支出につきましては90億でございます。主な事務・事業としまして、中小企業の退職金共済事業です。このほかに建設業、清酒製造業等々の共済事業も併せて行っております。国からの財政支出は90億ですが、このうち事務費の補助金が15億、残りの75億につきましては中小企業の退職金共済に加入した場合に、加入した中小事業主への助成金です。企業に行く助成金の分が75億という構成になっております。

本部組織ですが、本部の構成が10部33課で、255名ということですので。地方組織はございません。管理部門が1部4課32人で、管理部門比率は12%という数字でございます。以上です。

(法人・担当部局からの事業説明)

○阿部座長

それでは引き続き法人・所管部局側から、勤労者退職金共済機構の事務・事業の概要を説明いただくとともに、当該法人の改革案の提示をお願いいたします。ポイントを絞って13分以内で簡潔なご説明をお願いします。また、手元の資料にて説明を行う場合には、どの資料に沿っているのかを明確にした上で説明をお願いします。制限時間となる1分前に事務局においてチャイムを鳴らしますのでご注意ください。それでは、よろしくをお願いいたします。

○独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長

理事長の樋爪でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。まず資料1によりまして勤労者退職金共済機構の事業についてご説明いたします。

2頁をご覧ください。機構の使命は自前の退職金制度を運営することが難しい中小・零細企業に対し、共済方式の退職金制度を提供し、運営するところにあります。図にありますとおり、従業員10人未満の零細企業では65%が退職給付制度を持っており、その63%が中退共制度を利用するに至っております。また、図の下の部分にあるとおり、私どもは建設、清酒、林業に従事する、期間を定めて雇用される労働者、即ち事業所を転々として働く労働者に対する退職金制度を提供していますが、これは、こうした労働者に対する退職金制度としては唯一のものであります。

3頁をご覧ください。制度の現状です。加入者は約57万事業所、580万人です。これらの加入者に年間40万件、5,100億円の退職金をお支払いしています。運用資産は全体では4兆円を超えますが、規模の小さい清酒と林業の制度は、それぞれ60億円、130億円といった規模にとどまっております。4頁、独法化後の業務はおおむね順調に拡充しております。

次に資料2によりまして、機構運営の改革に関する私どもの考え方を説明申し上げます。まず1頁の改革案で概要を説明し、そのあと2頁以下でやや詳しく申し述べます。1頁にありますとおり、ヒトの面では23年度までに役員1名、職員7名を新たに削減します。モノの面では22年度中を目途に、宿舍の廃止、売却を進めるとともに、本部ビルについても将来の売却移転を計画しています。カネにつきましては、国からの補助金が23年度4,600万円減となることを覚悟しております。

その他の改革として、表の下部にあるとおり、効果的な加入促進と未請求問題等への対応を進めます。以上、やや敷衍して説明します。2頁をご覧ください。まず、組織のスリム化についてですが、役員は次期改選期である23年10月までに1名削減します。次に加入相談業務について、ユニバーサルサービスを基本としながらも、諸機能の大都市への集積が進んでいる傾向を考慮して、業務を再編成いたします。具体的には全国に100名いる普及推進員を35名程度に削減し、8カ所ある相談コーナーのうち稼働率の高い2カ所を除き、6カ所を廃止することにいたします。この再編成は普及推進員の任期の関係があるので、24年度までに終了させる方針です。職員については適格退職年金からの移行業務を担当している1課7名を移行期限に合わせて廃止します。

なお、この項の最後に「清退共と林退共の一体的な業務運営を検討する」とありますのは、運営費交付金の廃止に伴う運営経費の捻出につきまして、資産規模の大きい中退共や建退共と違って、清退共と林退共では資産規模が小さいため、そこからの運用益で賄うことが難しい状況にあります。このため両者を一体的に運営して、経費そのものを圧縮できないか検討をしようとするものですが、法律によって各退職金制度は区分経営、即ち独立した会計で行うことが定められておりますので、その枠内での工夫が必要になり、また、関連業界の理解を得ながら進めていかなければなりません。

次に余剰資産などの売却についてですが、本部ビルは共済制度の加入者の勘定が保有している運用資産でありまして、売却をしても売却益が国庫に繰り入れできるような性格のものではありません。そこで、運用資産としてより効率的な方法がないかどうかを、外部の専門家による検討委員会で、1年余りにわたって検討をしていただきましたが、ただちに売却をしてもその代金の運用益では、移転先の家賃が払えないし、売却のタイミングとしても羽田空港のハブ化などで、今後、地価の値上がりが見込まれるこの時点は適当ではないとの指摘がありました。結局、資料にありますように、建物の耐用年数を経過した時点で売却移転するという方針に至ったものです。

次に、国からの財政支出の削減につきましては、これまでも第1期中期目標にあった運営費交付金の13.8%削減に対し、実績は14.7%減。また、17年度対比で22年度までに人件費の5%以上削減という目標に対し、21年度までに12%強の減少見込みであるなど、節減に努めてきたところですが、これからも可能なかぎり効率化に努めてまいります。差し当たり23年度については、基幹的業務にかかる事務的経費という補助金が郵便料金や諸手数料など、必要最低限なものに限られているので、23年度の補助金削減額は支出の最適化による経費削減分0.5億円といたしました。なお、運営費交付金や補助金でカバーされない事業費については、共済契約者の負担によらざるを得ないため、我々としてはこれまで以上に経費削減に努めなければならないとの覚悟を新たにしている次第であります。

なお、先にも述べたように、清酒、林業の両制度は、資産規模が小さく、共済契約者に負担を求めることにも限界があることはご理解をいただきたいと思っております。

3頁、その他改革事項ですが、まず効果的な加入促進に努めます。これまでの活動実績を検証しました結果、人口をはじめいろいろな機能が大都市に集中する傾向があるもとでは、我々の加入促進の重点も大都市に傾斜させていく必要があると考えています。また、社会保険労務士や税理士など、加入促進に成果を上げていただいている団体への働きかけや、今後、新規拡大が見込める医療福祉分野などの開拓に努力いたします。

次は中退共事業の未請求問題と、特退共事業の長期末更新問題への対応です。これらの問題は19年度における国会でのご指摘を契機に取組みを本格化したものであります。まず、未請求問題というのは、退職金の請求権を持っているのに請求をしていないため、退職金を受け取っていない人に対し、機構が積極的に働きかけて請求と退職金の受取りを進めようとするものです。なぜこのような問題が発生したかということ、もともと機構は事業主と退職金契約を結んで掛金も事業主から振り込んでもらいますが、退職金の請求は事業主ではなく従業員が直接機構に対して行い、機構は事業主を経由せず、直接従業員の口座に退職金を振り込む仕組みとなっております。これは、中退共制度が従業員の

福利や保護を直接の目的にしたものであるからです。退職をした従業員の中には、事業主から機構に請求すべきことを知らされなかったり、制度への加入自体を知らなかったり、さまざまな理由で未請求のまま放置されるケースがありました。

4 頁の左上の表にありますとおり、こうした未請求の発生率がかつて 3%程度ありましたが、20 年度からの取組み積極化を受けて、21 年度には 1.8%にまで低下しています。これを 24 年度までに 1%程度まで低下させることが中期目標となっていますので、その達成に向けて鋭意努力をいたします。

また、4 頁の右側にありますように、これまでに累積した未請求退職者に対する取組みも合わせて進めております。21 年度までに約 15 万人の未請求者に働きかけ、うち住所が判明して退職金の請求手続を要請した人が約 4 万人、退職金の支払いに結びついた人が約 2 万 4,000 人となっています。今後も住所情報の把握に努め、退職金の請求に結びつくよう努力をしてまいります。これとの関連で住基ネットを活用できるよう関係者をお願いしたいと思っております。

次に特退共各事業における長期未更新問題です。5 頁をご覧ください。これらの制度では従業員は働いた日数に応じた金額の証紙を手帳に貼ってもらい、職場が変わった場合は、新しい職場にそれが引き継がれます。そして、月数単位で 1 年分の証紙が貼られると、新しい手帳に更新されることとなりますが、それが 3 年以上にわたって更新されない場合、長期未更新者と定義しております。表の上部に記載のとおり、長期未更新者＝未請求者とは言えませんが、まず長期未更新者の現況調査をして、条件を満たす人には退職金の請求や手帳の更新を要請しています。これに加え、長期未更新の新規発生防止策や、未更新縮減のための情報サービス等に努めてまいります。以上で私の説明を終わります。

(省内事業仕分け室からの論点提示)

○阿部座長

ありがとうございました。次に省内事業仕分け室から議論の参考として、勤労者退職金共済機構の事務・事業の論点等の提示をお願いいたします。

○総括審議官

それでは資料 3、「独立行政法人勤労者退職金共済機構の論点等について」という縦長の資料をご覧くださいと思います。主要な論点につきましては 2 つ挙げております。1 つ目はこの機構の最も主な業務であります、中小企業退職金共済事業が適切に運営されているかどうかということです。

1 つは運営経費ですが、全体で人件費 29 億、事務費 45 億ということで、全体として 73 億が事務経費、運営経費でございます。このうち国からの支出は補助金の 15 億です。先ほど来、理事長からお話ございましたが、昨年度までは運営費交付金という形で、約 30 億の支出だったわけですが、昨年秋に全体の事業仕分けの中で、その点の種々の指摘があった中で、補助金という形に変えまして、いまは 15 億円になっているということでございまして、この補助金の額、それから全体の運営経費の額が 1 つ論点になるかどうかというふうに思います。

もう 1 つは退職金共済事業ですので、資産の運用ということが当然あるわけです。運用損益、最近の状況はそこにあるとおりでございまして、リーマンショック以降厳しい運用等もあるわけですが、現在のところまた累積欠損が生じているという状況になっているということです。これら全体を含めましてこの事業が適切に運営されているかどうかというのが 1 つ目です。

2 つ目は、これまた理事長から後半のほうでお話がありましたが、中小企業退職金共済につきましては、いわゆる未請求の問題、退職をした後でも請求がない退職金があるということ。それから建退共等につきましては、これは手帳制度になっているわけですが、長期間手帳の更新がない方について、どうなっているかということの対応が不十分ではないかという問題、国会等でも取り上げられた問題でございまして、これへの対応が妥当に行われているかどうかということでございます。

目標としましては、新たに生じないようにするというところで、新たに生じる件数、率につきましては、そこにあるような 1% という目標に基づきまして、順次取組みを進めているということですが、現在のところ 1.8% という状況だということでございます。こういう点をご議論いただきたいと思っています。

細かな論点等も含めて見ていただきますと、2 頁以降ですが、ラスパイレスは 99.2 ということで、公務員よりはやや低いという状況になっているということです。資産につきましては先ほど理事長からも話がありましたが、自己所有のビルを持っておりまして、これをどうするかという問題があるということでございます。

3 頁は参考に付けましたが、機構ビルの検討会では、A 案から D-2 案というものが、それぞれの専門家の有識者会議で出ているということですが、機構としては先ほど申されたような案ですが、これが適当かどうかということが、ご議論していただければと思っております。

4 頁に退職金共済につきましては、1 つ目は先ほど申し上げたとおりですが、退職金共済制度そのものについては、これも理事長からの話もありましたが、30 人未満あるいは 10 人未満の所では、退職金制度を持っているもののうち 6 割以上がこの制度を利用しているという状況になっているという事実がございまして、運用につきましては、これはそれぞれ中退共、建退共それぞれ毎に運用しているわけですが、運営のポートフォリオ等実績はそこにそれぞれ書いてあるとおりでして、これをどう評価するかということがあろうかと思っております。

5 頁の下半分、累積欠損ですが、累積欠損については 16 年度の段階で 2,200 億あるということで、これの解消計画を立ててやってきたわけです。5 年間で 900 億という、各年度 180 億というような目標を立てたわけですが、ご覧いただけますように、株価によりまして全然違う状況になっておりまして、一挙に 18 年度末までに解消が進んだわけですが、19 年度以降、また増えているという状況になっているということでございまして、こういう状況をどう評価していくかということが議論の対象かなと思っております。

6 頁に移りまして、退職金相談コーナーにつきましては、先ほどコールセンター化というようなお話もありましたが、そういったことも必要かなと思っております。

未請求問題、先ほども申し上げましたが、未請求の状況ということで参考 1 にありますように、中退共につきましては累積では 21 年度末で約 50 万件の、退職後 5 年経過して

もなお未請求のものがあって、支払っていない退職金の額としては 384 億あるという状況だということです。したがって、新規発生をできるだけ少なくすることとともに、先ほど取組みの説明もありましたが、この取組みが十分かどうかということが議論の対象になるのではないかと思いますし、長期未更新問題、7 頁の参考 2 にありますが、建退共を例にとって言えば、手帳の更新が 3 年以上行われていないものが 21 年度末で 36 万件ある、18 年度末に比べれば、もう 5 万件減少しておりますが、こういう状況をどう見るかということがあろうかと思います。以上でございます。

(議論)

○阿部座長

それでは議論に移ります。勤労者退職金共済機構の事務・事業の必要性や改革案の妥当性等を判断するため、仕分け人から質問などを行っていただき、議論をお願いします。また、厚生労働省の政務三役からも議論の活性化のため、質問などを行っていただき、議論への参加をお願いします。議論の時間は 30 分を目安をお願いします。質問に対してはポイントを簡潔にお答えください。回答が冗長になっている場合にはチャイムを 1 回鳴らしますので、ご留意ください。また、制限時間となる 1 分前に事務局においてチャイムを鳴らしますのでご留意ください。なお、この制限時間をお知らせするチャイムは 2 回鳴らします。それではご質問のある方どうぞ。

○住田仕分け人

住田光生です。先週、現場もやはり見させてもらおうと思ってお邪魔したのですが、そのときお話がなかったのですが、お話のあったことは、4 兆円の投資をして、資産運用をして、日本でも有数の機関投資家であるということです。私は今日、決算書を見てこんなに大きな損をしているとは実は思わなかったのです。はっきり言って。ですから、この資産運用というのは、①番の資産をどうしたらこのような、いくらリーマンブラザーズショックと言えども、これだけ人様のお金を預かっているわけですね。それを運用して退職者の人に払うという非常にわかりやすい構造の中で、これだけの大きな損失をしたということは、やはり非常に大きな問題だと思うのですね。運営効率と、いまでも損をするかもしれませんがね。

ただ、やはり今後、損をしない。こういうことをしないための施策というものが、この改革案には出てきていないですね。いま論点のところでは出てきましたが、それは非常に慎重に重要として考えなければいけないのではないですか。また、いまのようにギリシャの問題とかいろいろあると、またやはり同じようなことが起きるかもしれませんが、いろいろ未請求の問題もあるかもしれませんが、そんなこともそうですが、当面はこの大きな損失の処理と、それから二度とこういうことがないように。去年ものすごく損をしたのですよね、20 年度。その辺について理事長の見解をまずお聞きしたいのです。

○独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長

19 年度と 20 年度に中退共本部を中心に大きな損失を出したということは、誠に遺憾

なことだと思っております。ただ、ご存じのとおり、世界的な金融危機の影響ということでございまして、市場の実勢、即ちちょっと専門的になって恐縮ですが、ベンチマーク並みの運用というのは私ども実現しております。そういう意味では、運用の失敗によって損失が出たというふうには必ずしも考えておりません。ちなみに年金積立金、GPIFあたりは昨年度のマイナスの運用率、損失が-10%ぐらいというふうに公表されておりますけれども、私どもは-4.88%ということでございまして、総体的にはリスクを抑えて運用しておりますので、その限りにおいて損失は比較的小さく収まった。

この点についての改善策を述べよというご指摘でございましてけれども、いまのところ私どもは専門家にいろいろとご相談をしながら進めておりますけれども、運用の基本的な方針を大きく変えるまでの必要はないと、こういう意見を頂戴しております。

○山内仕分け人

ちょっと質問させていただきます。運用益の問題、いまはもう何とも言えない答弁の内容かなというふうに思っているのですが、まず、現状職員数、当該法人の組織ということで出ておりますけれども、建退共の本部、それから清酒関係の本部、林退共の本部を合わせて45人がその業務をやられていると。当然、これ一本化して人員のスリム化ということは当然考えておられるはずなので、その辺の方針というのを明確に、何年度、23年度にはこうしますということを、はっきりとお示しをいただきたい。

それと非常にあれなのですが、例の余剰資産ということで、現状所有をされているビルのあり方について、丁寧にA案からD-2案までここに述べていただいております。少なくとも築42年ということの前提はわかるのですが、延べ床面積、要は賃貸可能な賃貸面積が何平米可能で、いま現在、要はこの機構さんが直営でこれだけ利用していると、当然リースの余剰部分はこれだけ、要は貸せるよと、そういう考え方が何もなくて、ただ、金額が、要はその比較だけはボンボン書いているのだけど、基本ベースの建物構造の面積表ぐらいは付けて出していただくのが、私は当たり前だというふうに思うのですが、その辺とこの考え方が非常に乱暴ですね。シンプルと言うのか、これだけ賢い人がいながら、よくこんな単純な考え方だけでエイヤッと。要はどこをどういうことかと言うと、いまのまま、このままここに居たいよと、10年経ってその後考えたらよろしいねと、そういう結論なのです。はっきり言えば。違いますか。どう考えたって、要は懸念される事項とメリットと、ずうっと私これを全部見させていただいたら、居残り時間で時間がいつか解決してくれるわと、こういう評価だろうと私は思います。

先ほどの運用に関する損に比べれば、所詮これはこの程度の金額だからということで書かれたのかもわからないけれども、まず基本ベースの資料の提供をお願いしたいということだけ申し上げておきます。

○独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長

まずご指摘の建退共、清退共、林退共、これは一本化できないか、その考え方を述べよということですが、先ほどもちょっと申しましたが、法律の上で区分経理、独立した会計でやりなさいということが定められております。それはやはり、それぞれの業界の退職金制度はそれぞれの業界の意向を受けながら運用しなさいということですので、そ

こは基本的にはなかなか統合しにくい事情があります。もちろん私のような機構全体の運用を担う立場から言えば、一本化して経営資源を全部統合して運用するのがいいに決まっているのですが、そういう制度の壁によりまして、それができないのが実情であります。

ただ、一応その制度のそういう枠内ではありますけれども、例えば資産運用であるとか、システム関係とかそういうものについては、現在できるだけ横割りの組織ができないかということを検討しておりまして、来年度の初めぐらいまでには、できるだけ今年度中には結論を出して、そういう方向で進んでいきたいと考えています。

2番目の私どもの本部ビルの問題につきましては、委員のご指摘のような資料も付けてお出ししなかったという点は、誠に申し訳ありません。必要に応じてまた資料はお出いたしますけれども、基本的には私どもの昭和34年に出来ましたいまのビルは、地上8階、地下1階ということで、このうち私どもが利用をしておりますのは4,768平米、1,440坪ほどであります。一方、外部に貸している部分は463平米、140坪というところでございます。

○山内仕分け人

そこまでおっしゃっていただけるのなら、いま使われていない面積は何平米あるのですか。

○独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長

全く使っていない面積はありません。

○山内仕分け人

ということは、いま現在はすべて有効活用されているということですか。

○独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長

はい。

○山内仕分け人

そうすると、ということはもう目一杯だということですか。いまの約5,000平米がこのビルの基本的な有効賃貸できる面積であると、そういう理解でよろしいのですね。

○独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長

はい、私はそう考えております。

○山内仕分け人

わかりました。もう1つ、先ほどの制度、法律の問題というふうにおっしゃいましたので、今日は副大臣がおられますじゃないですか、是非、副大臣、この制度の壁というのがどういう形で、法律ということについては、是非早急にご検討いただく必要があるかというふうに思います。現場は、要は選択と集中というのか、すべて一元化するこ

との運用メリットを感じておられるということなので、よろしく願いをいたします。

○高橋仕分け人

ちょっと過去のことをお伺いしたいのですが、金の問題ですが、国の財政支出ですが、これは改革案の1頁目です。過去の経緯です。平成16年度40億、21年度33億、22年度15億と国からの支出が減ってきているわけですが、これは具体的にどういう形で減ってきているのか。あるいはこれだけのお金は国から減っているわけですね。それをどうやってそちらでは対処されたのかお聞かせいただけますか。

○独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長

お手元に法人シート、事業シート概要説明書という参考資料というのがございます。これのいちばん最後の頁に、事業費予算の推移という図がございます。真ん中の平成22年度予定という欄をご覧くださいますと、下のシャドーで塗った運営費交付金というのが全部なくなりまして、補助金という形になっております。これは特別会計からの機動的業務にかかる事務費という名目でいただく補助金に変わったわけでございます。ここで約半減、国からの補助金が半分になったわけでありましたが、それをどういうふうに吸収したかということ、結局その上に白字で抜いている部分ですが、事業収入からの負担ということになります。これは即ち加入者からお預かりしている掛金とその運用益というようなものの中から、従来であれば運営費交付金をいただいているときには、そういう加入者の勘定というのがそのまま加入者の退職金として還元されていたわけですが、補助金がこれだけ少なくなったためにその分は、結局加入者の勘定から私どもの経費を捻出させていただく、こういう形でやらざるを得ないわけです。しかし、それは当然のことながら、加入者への負担を従来以上にかけるわけですから、私どもとしては経費節減にかける覚悟というものはより強めなければいけないと、こういう考え方でございます。したがって23年度のところは、先ほど申しましたように、補助金のところはシステム関係の最適化の関係で0.5億円ほどしか削減できそうもないのですけれども、その上の事業収入からの負担というところでは、3.3億円ほどでしょうか。削減する見通しといたしまししょうか、そういう予定を立てております。即ち加入者勘定からの受け入れというものを、それだけ減らす覚悟をしています。先ほどちょっとご説明しました相談センターをなくしたり、普及推進員の数を100人から35人に減らしたりとか、そういうものの効果はまさにこういうところに出てくるというふうに考えております。

○荒井仕分け人

同じ資料のいちばん最後のほうの頁に、他法人への移管、一体的実施についてできないと、否というふうに記載がされている資料があるのですが、いまちょっと勘定から補助金が減っているので、多少事務費についても事業費から食っているみたいな、そんなご説明がありましたけれども、基本的には大きなスキームとしては事務費は国費でもって、掛金というか、これは運用して退職金でお支払いすると、こういうスキームだと思うのですが、非常に似たスキームで中小企業基盤整備機構というやはり独法で、こちらは個人事業主さんと中小企業のオーナーさんを相手に実施されているのがあるかと思う

のですが、管理部門のコストを削減するという意味では、こちらの独法と一体的に実施するという方法は選択肢としてはないのでしょうか。

○独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長

それは、運用は非常に難しいと思います。まず、私どもの制度はあくまでも中小企業の従業員を相手にということですので、例えば掛金助成を国庫から出して手厚く保護をするとか、そういう制度の設計になっておりますけれども、小規模共済のほうは中小企業の経営者向け、事業主向けの退職金制度ですから、そのような掛金助成とかそういったものはありませんし、そういうものを統合して運用。

○荒井仕分け人

ですから、掛金助成がない以外は、基本的には掛金を運用して退職金でお支払いするという、この大きなスキームでは一緒ではないかと思うのですけども。

○独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長

それは大変類似性があります。

○荒井仕分け人

対象者と、それから初期ですか、早めに入ったときの補助がないというこの違いだけで、おっしゃるとおりなのですが。

○独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長

それは私どもの持っている 4 つの事業本部のうち、一般中小企業を対象にした、いわゆる中退共制度、これについてはおっしゃるような面が確かに類似性があります。ただ、建設、清酒、林業という、この特定業種に関するものは、冒頭の説明でも申しましたように、全くこれが唯一の事業でありまして、これはやはりそういった小規模共済とは全く違った性格のものというふうに考えざるを得ないと思います。

○荒井仕分け人

ただ、ほかの委員さんからのご指摘で勘定ですね。現在でも既に勘定を 4 つに分けて別に運用されていると。この勘定に 5 つ目の勘定が加わったと仮にしても、管理部門という部分では、管理部門のコストは削減が図られるのではないのでしょうかね。対象者が多少違うから、勘定はとりあえず 5 つの勘定に分けておいて、将来的にはこれを 1 つにするかどうかというのはまた別の問題として、とりあえずは管理部門のコストを削減するために一体化するということは、検討の余地はあるのではないかと思うのですが。

○独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長

ですから、コンピューターシステムも違いましょうし、私は小規模共済のほうの制度は十分承知しておりませんので、いまここで統合したらメリットが出るのか、あるいはデメリットのほうが大きいのかを申し上げる準備はございません。

○労働基準局勤労者生活部勤労者生活課長

すみません。いまの点、小規模共済との統合の問題でございますが、行政の立場から1つ申し上げますと、やはり理事長も申しあげましたように、小規模共済のほうは事業主のための退職金ということでありまして、こちらの中退共のほうは従業員のための退職金ということでありまして、ある意味で労使対立みたいな構図があります。ですから、利益相反というか、そういう可能性もありますので、1つの法人でそれを運営していくということについては、ある意味では労働者側の理解がなかなか得られないのではないかと。

○荒井仕分け人

利益相反というのは具体的にどういうものですか。

○労働基準局勤労者生活部勤労者生活課長

要するに事業主にとって、例えば掛金をどのぐらいに設定するかという問題についても、会社の利益の中から自分の経営者の取り分に回すための掛金と、それから従業員のために回すための掛金、それをどういうふうに配分するのかといったような問題が、1つの企業の中には当然出てきますので、その辺り、例えば掛金、私ども中退共制度についても従業員のためのことを考えれば、より従業員のための掛金をもっと増やしてほしいということで、掛金の増額というような方法で、いまいろいろ事業主にも働きかけをしている状況もございますので、そういった問題とは、やはりなかなかうまく調和しないのではないかと。

○荒井仕分け人

ただ、実態としては中小企業さんでは、オーナーは基盤整備機構のほうに加入して、従業員さんはこちらに加入している。実態問題として相反しているとおっしゃいますけれども、相反している2つの制度を使わざるを得ないわけですね。ですから、ご提案申しあげているのは、制度を一体化しろということではなくて、管理部門を一体化したらいかがでしょうか。制度そのものを一体化するにはハードルは相当高いと思うのですが、管理を一体化するということが可能ではないでしょうかということなのですか。

○労働基準局勤労者生活部勤労者生活課長

やはり事業の方向性というのでしょうか。例えばもっと従業員のための掛金を増やす方向で、例えば管理部門についても、ただ単純に制度の管理をしているというよりは、掛金をもっと増やすとか、あるいは加入者をもっと増やすとか、そういうような促進業務みたいなこともやりますので、その辺りで方向性というのでしょうか、そこも出てくる可能性があるのかなというふうに思っています。

○阿部座長

よろしいですか、私からも質問をさせていただきたいと思うのですが、私がちょっと気になるのは、未請求問題への対応ということで、これは相当コストがかかるのだらうと思うのですが、どれぐらいのコストを見込んでいるのか。平成 23 年度以降の事業計画をちょっとご説明いただいた中では、未請求問題へどれぐらいで、どれぐらいのコストがかかって、それから効果的な加入促進が行われると、どれぐらいコストが削減できてというところが、ちょっと見えにくいような気がしますので、その辺り事業計画としてもう少し精緻なところをお話いただけませんか。

○独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長

これまでにどのぐらい経費をかけたかあとで申しますが、とりあえず 49 万人ほど時効が実現したといえますか、時効を処理した未請求者がいまして、これを 1 人ずつについて全部それを処理するためには、退職金の支払いまでいくには、大体 1 人当たり 2,500 円ぐらいかかる。したがって、その 49 万人を全部やるには 12 億ほどお金がかかるという計算があります。しかし、これもごくラフな計算でございます。こういった経費はすべて他の加入者の勘定から捻出せざるを得ないということですから、他の加入者の了解をいちいち取りながらやっているわけではないのですが、やはり、そこに我々としては多少の限界を感じながら、あまり一気にそこにコストをかけるということについては、やはりはばかれるものがあると、そういう気持でやっております。

それから、49 万人につきましては、先ほどご説明しましたように、これまで 15 万人について事業主経由で住所を聞きました。そのうち 4 万人については未請求になっていきますから何らか反応してくださいよ、ということを探ねました。2 万 4,000 人については返事が返ってきたものですから退職金の支払いに結びつきました。しかしながら、その 4 万人のうち 9,000 人ほどは全く返事も返ってこないという状況でございます。したがって 15 万人のうち、実に 12 万人までは住所がわからないという状況です。それに加えまして、それとは別に倒産とか廃業によりまして住所が追いかけれない人が 18 万人います。そうしますと、12 万人と 18 万人、合わせますと 30 万人。実に 49 万人のうち 30 万人については、いまの我々のやり方では追跡できない。したがって、先ほども少し申しましたように、住基ネットを是非利用できるようにして、名前と生年月日があれば現住所がわかるという状況になれば、それを基に追跡ができるということで、我々としては是非そういうことを関係の方々をお願いしたいという気持でおります。

○阿部座長

先ほどの 1 人 2,500 円、12 億かかるのだという話があったと思うのですが、それをいま理事長さんは加入者の方からの積立金でお支払いするんだということをお話になったと思うのですが、組織としてどうやってそこを減らしていくのかとかいうお話はないのでしょうか。

○独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長

それは当然、先ほど申しましたようにですね。

○阿部座長

その辺りがどれぐらいかということをお聞きしたいのですけれども。

○独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長

その12億をどこまで減らせるかですか。

○阿部座長

ええ。

○独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長

それはいまのところ計算はしていない。

○阿部座長

計算はしていないということですか。

○独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長

はい。

○阿部座長

はい、分かりました。

○山内仕分け人

これ、私の理解の問題なのですが、時効処理後支給件数の推移というのがありますよね。ということは、本来時効であれば支給というのは、ないのが普通。

○独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長

おっしゃるとおりです。

○山内仕分け人

例えば固定資産税でも、要は自治体なり国が取り過ぎた分、5年以上前を遡ってそれを払うということはやりませんか、はっきりしていますよ。だから時効という概念はここで述べておられるのは時効がきていても請求者がきちんとわかれば、これはお支払いをしていますよと、この金額はそういう意味ですよ。

○独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長

はい、そうです。

○山内仕分け人

ということは、そのことを平成20年度から精力的に追跡調査をやられたということがこのデータとして読み取れるという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長
はい、そうです。おっしゃるとおりです。

○山内仕分け人
それは加入者本人の温もりのある、要は本来の姿というものを実現する。ということはこの時効というのは5年ですか、3年ですか。

○独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長
5年です。

○山内仕分け人
ということは、御社のここの仕組みに関しては、少なくとも時効がきていてもどうぞご請求くださいよと。

○独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長
そうです。

○山内仕分け人
その辺の告知ということは、徹底していまやっておられるのでしょうか。

○独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長
はい、それは折りに触れPRをしております。私どもはそういう具合に時効の規定というものは援用しないという運用をしておりますけれども、これはかつて国会で質疑があったときに、厚生労働大臣がこの件については時効がきていても請求があったらお支払いしますということを答弁なさいました。そのことが我々にとっては1つの拠り所でありまして。

○山内仕分け人
ということは、今後もそういう答弁をどんどんしていただくということが、逆に言えば加入者本意のものにつながるという、そういうことですね。

○独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長
まあ、それは非常に微妙でございまして、時効になったにもかかわらず請求するという人にとってはメリットですが、そのための追跡コストというのは先ほど来申しましたように、ほかの現在加入している方々の掛金とその運用収益から捻出しなくてはならないという面がございまして。そこはどう考えるかということだと思っておりますけれども。

○山内仕分け人
ということは、先ほどおっしゃられる住基ネットが、逆に言えばいちばん手っ取り早

いということですかね。

○独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長

いまあるファシリティの中ではそうだと思います。

○山内仕分け人

ということは、やはり横の横断的なそういう広報、あるいは周知の活動というのがすごく重要だと、そういう理解でよろしいのですね。

○独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長

そう思います。

○山内仕分け人

わかりました。

○榊形仕分け人

先ほど、清退共と林退共がいま加入者が少なくて、それだけでは駄目だと、だから統合したいという話が出たのですが、お話の中では加入者数を多くしていく方向でいま考えているという行政からの答えがありました。それでは、とりあえず清退共と林退共につきまして、加入者数がいま非常に少ないのですが、どのぐらいの数があれば各々が独立してやっっていけるか試算が出ておりますか。

○独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長

実はですね、清酒の清退共事業が2万7,000人、林退共が約4万人という状況でございまして、ご存じのとおり清酒は嗜好の問題もありまして、需要が全然伸びない。むしろ石高がどんどん減ってくるという中で、いわゆる杜氏さんのような季節労働者、つまり期間を定めて雇用される労働者がどんどん減っております。むしろパーマネントの雇用に移るような趨勢があります。したがって私どもはもちろん極力努力をしますけれどもなかなか増えないだろう。林退共についても、みどりの雇用とかいろいろな形で増やす努力はしておりますけれども、そんなにめざましく、つまり、自分で採算がとれるところまで大きくなるということは、ちょっと展望できないというふうに理解しております。

○榊形仕分け人

先ほど行政の方からはそれを増やすのだというお答えで終わっちゃったのですが、これは政務三役がおられますので、先ほど区分ごとの法律があるから駄目だという話なのですが、はっきりそこまで出ているならば、やはり法律を変更してでもやるべきだと思いますので、そういう働きかけはしているのでしょうか。

○独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長

制度問題でございますので、私どもとしては運営が非常に苦しくなっているということは絶えず所管の官庁には申し上げておりますけれども、制度そのものを変えてくださいということまでは申し上げておりません。

○梶形仕分け人
わかりました。

(仕分け準備)

○阿部座長
議論はつきませんが、ただいま議論をいただいた勤労者退職金共済機構について、仕分け人からのご意見をいただくため、お手元の評価シートにご意見をご記載ください。時間は2分です。制限時間となる1分前に事務局においてチャイムを鳴らします。

(仕分け意見の表明)

○阿部座長
評価シートの記載いただけましたでしょうか。それでは評価シートに沿って勤労者退職金共済機構の事務・事業や法人全体について、仕分け人からのご意見をお願いします。お一人方1分程度でお願いします。それでは荒井さんからお願いします。

○荒井仕分け人
それでは、ご意見を申し上げます。先ほども質疑の中で申し上げましたとおり、中小企業基盤整備機構との統合を視野に入れたご検討をいただければと思います。国民から言えば、退職金制度がない中小企業に勤務される方、あるいは経営される方は、それぞれのいろいろな制度にさまざまな窓口があって、さまざまな仕組みがあるという、これは決して利用しやすい仕組みではないと思いますし、また、それぞれの制度をまたがる方も実態としてはいらっしゃるわけで、例えば個人事業主が中小企業の従業員になられたり、あるいは中小企業の経営者になられたりとか、さまざまな現行制度を渡り歩く方も実態としてはいらっしゃるという、こういう国民の使いやすさと、それから管理部門のコスト削減という両方の視点からは是非、統一的な中小企業に関わる方への退職金の統合についてご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

○住田仕分け人
先週お邪魔して大変オペレーションは地味にやっていたらっしゃることはよく分かりましたし、それから、中小企業の退職金制度というのは大変に重要で、この機構の有用性や必要性は私はあると思うのですが、やはり先ほど申しましたように運営ですね。それは非常に慎重にしないと、1年間に3,000億損するというのは、普通のビジネスでは考えられないですね。ですから、そういう面では慎重に。

それから、先ほど外部の人に任せたらいいというようなお話かもしれませんが、さらにそれをモニタリングするようなシステム、それから日本の国債だって国際的なマーケットの中で動いているわけですから、ですから外国の人も入れるというような仕組みを

作って、その運営、資産運用については、要するに損をすると大きいのですよ。もう、みんなバーツとふっ飛んじゃうのですから、それは十分におやりになったほうが私はいいと思います。

○阿部座長

私のほうからは 2 つ。まず今日、先ほど申しましたが、事業計画をもう少し丁寧にご説明いただければよかったですのではないかと。もちろんあればいいのですが、もしなければ今後、事業計画を正確に精緻にお作りになっていただいて、それに対して結果として翌年度どういうことが、その年に何か起こったのか、計画どおりいったのかどうか、その目標管理をしっかりとやっていただけないかということをやっと思いました。

それから住基ネットの活用も含めて、より積極的に IT を利用していただいて、コストの削減により一層努力をしていただきたいと思います。たぶんまだ紙ベースの所が多くやられているのではないかと思いますので、その辺りを是非お願いできればと思います。以上です。

○高橋仕分け人

運用環境についてはたぶんこれからも相当厳しい状況が続くと思いますので、当然ご努力はされていると思いますが、一層管理部門のコスト削減という観点からご努力をお願いしたいと思います。私からは以上です。

○山内仕分け人

基本的にはやはりこうした年金に加入をされている業者の方、零細業者の方というのは、本当に必死の思いでずっとやっておられると思うのですね。やはりそういうことに関して加入者のそうしたリスク、期待を裏切らないリスクマネジメントみたいなものをしっかりとお願いしたいということと、先ほど、今後、社会保険労務士さんとか税理士さんを活用して新規加入を増やすという、当然こういったものは新規の加入がないとモノとしての動きの活力がなくなります。でも、本当に社会保険労務士さんあるいは税理士さんのネットワークを活用して、具体的にどういうアプローチをすることが、本当にそうした零細の中でも頑張ろうとされている方に入ってみようという、ヨッシャという、その気になっていただけるかという、そこを是非、いろいろな現場の声を聞いていただいて、新たなご提案等につなげていただければ非常にありがたいと思います。

○梶形仕分け人

中小零細企業の従業員のために、是非退職金共済は継続が必要だと私は思います。しかし、やはり改革はさらに必要ではなかろうかと思います。先ほど申し上げましたが、やはり数が少ない清退共、林退共、それに建退共も含めて統合が必要だと思いますので、法律の足かせはあるというお話はいま聞いたのですが、政務三役もいらっしゃいます。ただ単に運用の面だけではなくて、そういう統合をするという申請をですね、そういう努力をしていただきたいと思います。以上です。

○総括審議官

それでは仕分け人の方々からいただきました評決結果について発表いたします。まず中退共事業そのものでございますが、これにつきまして「改革案では不十分」が 5 名、「改革案が妥当」が 1 名でございます。改革案で不十分という 5 名の方すべてが「法人で事業は継続するが、更なる見直しが必要」という中身でございます。それから組織、運営体制、機構そのものにつきましてですが、これは「改革案では不十分」が 6 名でございます。そして 1 名の方が「他独法との統合移管」でございます、残りの 5 名の方は「この機構で行うけれども更なる見直しが必要」という中身でございます。

○阿部座長

ありがとうございます。議論や仕分け人からの意見を踏まえ、政務三役からコメントをお願いします。

○厚生労働副大臣（細川）

いろいろ貴重なご意見、あるいはご説明ありがとうございました。聞いておりまして感じましたのは、管理部門の効率化をどうしていったらいいかということにつきまして、一体化、統合などのご意見もいただきましたので、それらも含めまして今日のいろいろなご意見を参考にしながら、政務三役で検討をしてみたいと思います。どうもありがとうございました。

○阿部座長

ありがとうございます。それでは、本日の議論や仕分け人からの意見を踏まえ、厚生労働省におかれては、勤労者退職金共済機構の改革案の更なる検討、とりまとめを引き続きお願いいたします。

（閉会）

○阿部座長 本日の議事はすべて終了しました。最後に何かご発言などありますでしょうか。なければこれで第 6 回厚生労働省省内事業仕分けを閉会します。本日はどうもありがとうございました。